

2025年（令和7年）8月18日

第1回藤沢市子ども・子育て会議 資料3-2

「藤沢市子ども共育計画」

第4章における掲載事業（100事業）

令和6年度の取組について

「藤沢市子ども共育計画」に掲げた計画事業の令和6年度達成状況

基本目標	評価	A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲8事業 含む)
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ		14	45%	17	55%	0	0%	0	0%	0	0%	0	31
2. 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する		12	75%	4	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	16 (うち再掲2)
3. 暮らしや子育てを支援する		15	68%	7	32%	0	0%	0	0%	0	0%	0	22 (うち再掲4)
4. 教育を受ける権利の保障と学びを支援する		3	30%	7	70%	0	0%	0	0%	0	0%	0	10
5. 修学、就労、自立に向けた支援をする		3	33%	5	56%	0	0%	0	0%	0	0%	1	9
6. 地域全体で共に支える基盤をつくる		11	55%	8	40%	1	5%	0	0%	0	0%	0	20 (うち再掲2)
合計		58	54%	48	44%	1	1%	0	0%	0	0%	1	108 (うち再掲8)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし等

「藤沢市子ども共育計画」に掲げた計画事業の令和2年度～令和6年度達成状況

基本目標	評価	A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲8事業 含む)
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ		12	39%	19	61%	0	0%	0	0%	0	0%	0	31
2. 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する		12	75%	4	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	16 (うち再掲2)
3. むらしや子育てを支援する		15	68%	7	32%	0	0%	0	0%	0	0%	0	22 (うち再掲4)
4. 教育を受ける権利の保障と学びを支援する		3	30%	7	70%	0	0%	0	0%	0	0%	0	10
5. 修学、就労、自立に向けた支援をする		3	33%	5	56%	0	0%	0	0%	0	0%	1	9
6. 地域全体で共に支える基盤をつくる		10	50%	9	45%	1	5%	0	0%	0	0%	0	20 (うち再掲2)
合計		55	51%	51	47%	1	1%	0	0%	0	0%	1	108 (うち再掲8)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし等

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱	個別事業に対する評価		事業内容	取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況				
	番号	事業名			取組実績、課題及び今後の事業計画							
					事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画						
柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進	1	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	親子すこやか課（健康づくり課）	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療各分野における関連機関との連携の充実を図り、早期把握、早期対応に努めます。 妊娠から出産・子育て期をとおして、子育てと子どもの成長発達に関する生活環境の変化や養育状況の変更等安心して育児を行なうことができるようあらゆる支援・子育てに関わる情報提供と、サービスにつなげる支援に努めます。	【取組実績】 母子健康手帳発行数：2,822人 伴走型相談支援(妊娠届出時面談(転入者除く)：2,774人中約98.3%面談実施(未把握あり)。 ハイリスク妊婦数：333人（10.8%） 妊娠期支援対応：ハイリスク妊婦のうち、70.9%の妊婦に電話相談、16.5%の妊婦に面接・訪問を実施した。また、70.9%の妊婦が継続支援となった。 こんにちは赤ちゃん事業訪問数：2,740人 さんさんルーム：28回開催 延べ274組参加 【課題及び今後の事業計画】 妊娠全員を対象とする妊娠届出時面談の実施率を高めるために、面談の周知方法や未実施者への対応策などを検討していく必要がある。さんさんルームは令和6年度より開催会場に湘南台市民センターも追加され、年間12回増えた。参加者数の経過をみつつ、開催会場・回数を検討していく。	A	【評価】 令和5年2月から伴走型相談支援事業を開始し、妊娠届出時から出産までの切れ目ない支援ができている。妊娠届出時面談の実施率向上が認められ、早期からの支援につながっていると考えている。 【課題】 妊娠届出時面談の実施率を上げて妊娠期から誰ひとり取り残さない支援をすることができるよう、転入者も含めた事業の案内方法や面談未実施者へのアプローチ方法を継続して模索していく必要がある。 さんさんルームは令和6年度より事業拡大となっているが、開催会場・回数が適切であるのかを参加者の傾向・推移を継続していく。	A			
	2	訪問による相談事業	親子すこやか課（健康づくり課）	妊娠婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローべビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。	乳幼児期の各種健診や個別支援をとおして把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。	個別の訪問指導を行い、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題の把握に努めた。 妊娠訪問：50人 こんにちは赤ちゃん事業訪問数：2,740人 新生児訪問：114人 乳幼児訪問：2,845件 うち慢性疾患児訪問 70人 未熟児訪問：140人	A	【評価】 感染対策を徹底しながら事業を継続することができている。出生数は年々減少傾向だが、訪問実施率は維持できている。 【課題】 今後父の育児休暇取得等が増加していくと考えられ、母だけでなく父も含めた家族の支援をできるように工夫していく必要がある。また、伴走型相談支援事業と連携し、妊娠期からの切れ目ない支援と、すべての産婦とその乳児に必要な育児情報が提供できるように努め、訪問実施率の維持を目指す。	B			
	3	産前産後サポート事業	親子すこやか課（健康づくり課）	妊娠期からおおむね産後1年間を中心とした産前産後の妊婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなどへ早期に対応できるよう、産後ケア事業等をとおして、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。	産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談や産後ケア事業等につなぎ、早期対応に努めます。	【取組実績・課題等】 4月から北部の開催会場として湘南台市民センターを追加。 こんにちは赤ちゃん事業や子育て支援センターから該当者へ声掛けを実施している。参加人数は前年度と比較し約3倍の増加がみられた。1回の参加人数が増えないことは課題。 さんさんルーム：28回 延べ274組 【今後の事業計画】 地域の子育て支援拠点へつなぎ、早期に育児支援を展開できるよう、産後うつ把握のツールによる対象者の把握によるつなぎだけでなく、ツールに現れない育児不安や不慣れさのある保護者など対象を広げて開催していくとともに、個別ケアを希望する保護者には産後ケア事業につなぐ等、対象に即した支援を継続していく。引き続き、参加者数の経過をみつつ、開催会場・回数を検討していく。	B	【評価】 こんにちは赤ちゃん事業等で、産後うつ病のリスクを早期に把握するためのツールを用いて母の精神状況を把握し、リスクの高い母に対してさんさんルームへの参加勧奨、支援を行ってきた。コロナ禍において参加者数の減少から開催中止となるが認められ、コロナによる制限が解かれた後も参加者の回復が緩慢であったことから、令和5年度から育児に不慣れな産婦や初めての外出、他の産婦との交流をしたい、リフレッシュしたい産婦など孤育て予防を目的とした対象者の拡大を図ったことにより参加者の増加がみられた。 【課題等】 令和5年度から対象者の拡大、令和6年度から北部の開催会場として湘南台市民センターを追加し参加者は増加傾向となつたが、事業の目的に沿った内容となっているか、開催会場・回数、参加対象者等が適切であるかを参加者の傾向・推移をみつつ評価していく必要がある。	B			
	4	健診後の支援のための相談事業	親子すこやか課（健康づくり課）	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごと等に関わる早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	乳児健診では、児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：273人（母の心身120人、児の発育・発達74人・その他（健やか親子21アンケート結果）79人）、9～10か月児健診フォロー：317人（母の心身139人、児の発育・発達114人・その他64人） 各健診未受診者に対しては、文書の送付や家庭訪問等を行い、母子の状況把握に努めた。4か月児健診未受診児数：93人 9～10か月児健診未受診児数：107人 1歳6か月児健診未受診児数：189人 3歳6か月児健診未受診児数：424人	B	評価：児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：273人（母の心身120人、児の発育・発達74人・その他（健やか親子21アンケート結果）79人）、9～10か月児健診未受診児数：93人 9～10か月児健診未受診児数：107人 1歳6か月児健診未受診児数：189人 3歳6か月児健診未受診児数：424人	B			
	5	乳幼児健診等の充実	親子すこやか課（健康づくり課）	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	疾病の早期発見・早期治療や適切な相談対応等を行い、子どもの発育発達を保護者が確認でき、安心して子育てができるよう、成長発達を確認できる乳幼児健診の充実を図ります。	・4か月児健診受診率：96.9% ・9～10か月児健診受診率：98.0% ・1歳6か月児健診受診率：96.2% ・3歳6か月児健診受診率：94.0% 令和6年10月1日以降に出生した子どもの1か月児健診費用助成を開始。国の要綱にのっとり、1か月児健診受診項目を補助券に記載することにより、同じ基準で健診が実施される。 ただし、生後1年まで償還払いが可能であるため、全数把握には時間を要するなどの課題がある。	B	評価：令和2年12月から3歳6か月児健診での屈折検査や、令和6年10月1日以降の出生児を対象とした1か月児健診費用補助を開始する等、乳幼児健診の充実を図った。 課題：健やかな発育・発達、育児支援を掲げ乳幼児健診を実施しているが、近年受診率は下降傾向となっている健診の意義についての周知や保健指導の充実を図りながら受診率の向上を目指す。	B			

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	令和2年度から令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況				
	番号	事業名	担当課		令和6年度						
					事業達成状況						
柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進	6	妊娠届によるハイリスク妊婦の早期発見	親子すこやか課(健康づくり課)	母子健康手帳交付時の面談や、保護者が提出する妊娠届出書、母子保健アンケートの情報、妊娠健診の受診状況をもとに、経済的不安や支援状況の発見の機会としています。母子保健アンケートをもとに保健師による相談を行います。	産前産後の妊娠婦の孤立化を防ぐため、困りごとに応じた相談窓口を周知します。	令和6年度母子健康手帳発行数：2,822人、伴走型相談支援(妊娠届出時面談(転入者除く)：2,774人中約98.3%面談実施(未把握あり)。ハイリスク妊婦数：333人（10.8%）妊娠期支援対応：ハイリスク妊婦のうち、70.9%の妊婦に電話相談、16.5%の妊婦に面接・訪問を実施した。また、70.9%の妊婦が継続支援となった。	A	【評価】令和5年2月から伴走型相談支援事業を開始し、妊娠届出時から出産までの切れ目ない支援ができている。妊娠届出時面談の実施率向上が認められ、早期からの支援につながっていると考えている。 【課題】妊娠届出時面談の実施率を上げて妊娠期から誰ひとり取り残さない支援をすることができるよう、転入者も含めた事業の案内方法や面談未実施者へのアプローチ方法を継続して摸索していく必要がある。	A		
	7	子育て支援センター事業の充実	親子すこやか課(子育て企画課)	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につなぎます。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。	乳幼児期から就学前までの親子を対象に、子育て支援事業を実施。利用者数は延べ55,310人。子育てに関する相談件数は14,232件受けた。子育て家庭に対する支援のニーズは多様化しており、既存の事業の充実とともに新たな事業の実施を検討し、引き続き安心して子育てができる支援体制の構築に努める。	A	新型コロナウイルス感染症の流行から収束までの、5年間で利用者数に大幅な変化があった。予約制で実施していた令和2年度の26,073人に比べ、現在は約2.1倍となる55,310人の利用者数となっていることから、子育て世代における居場所の必要性を改めて実感した。また、相談件数も5年間で約1.5倍になっており、相談内容も年々変化している。今後も寄り添う支援という観点から、相談者が何を必要としているのか等、傾聴するスキルを身につけて従事できるよう、研修などを実施し、スキルを身につけていく。また、支援が必要な相談に関しては、他課とスマーズに連携が図れるよう努めていく。	A		
	8	つどいの広場事業の充実	親子すこやか課(子育て企画課)	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	つどいの広場の委託業者との連携・情報共有を行い、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。	妊娠期から就学前までの親子が気軽に集い、交流できる場として、つどいの広場事業を市内4か所で実施。利用者数21,981人。子育てに関する相談1,529件に対応。子育てに関する情報提供を7,892件行った。今後も地域の身近な親子の交流の場として、4か所それぞれのニーズや特徴に合わせた広場が展開できるように支援を行っていく。	A	支援センターと同じく、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度6,735人だった利用者が約3倍に増加した。5年間継続的に親子が集う場を提供するとともに、子育ての相談に応じることで、保護者の気持ちに寄り添っていくことができた。つどいの広場事業は子育て家庭にとって身近な交流の場でもあり、子育て支援情報を提供する場であるとともに、気軽に相談できる場でもある。今後も事業を継続的に行えるよう情報交換会を実施し、地域団体等との連携を図っていく。	A		
柱1 妊娠・出産の育児への切れ目ない支援の推進	9	子育てふれあいコーナー事業の推進	親子すこやか課(子育て企画課)	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	地域の身近な児童館等の施設合計23か所で、親子が自由に集い、子育て相談や交流ができる場として「♪あいあい♪」、「きらきら☆ぼし」を実施し、2,778人の利用がありました。継続的に親子の居場所を確保することができた。今後は親子の居場所の確保だけではなく、より居心地のよい場所を目指すことを踏まえ、子育てボランティアの人材育成および確保を行っていく。	A	地域の身近な児童館等の施設合計23か所において、子育てふれあいコーナーを滞りなく開催し、親子同士や子育てボランティアとの相互交流を継続的に行っていくことができた。情報の周知が課題となっていたが、子育て支援センターやつどいの広場での情報提供を行ったことで認知度も上がってきただよう、年々利用者が増加している。	A		
	10	子育てに関する情報提供の充実	親子すこやか課(子育て企画課)	藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	情報発信のさらなる充実を行います。子育て支援が身近にあることを知ってもらい利用につなげていきます。	藤沢市の子育て支援に関する情報をまとめた「ふじさわ子育てガイド」を7,000部発行し、転入届時や出生届時に周知を行った。また、市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を活用し、子育て支援に関する情報発信を行った。「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は令和2年度の6,789人から3,123人増の9,912人となった。市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を通して、子育て支援に関する最新情報を引き続き発信していく。	B	「ふじさわ子育てガイド」の発行部数を増やし、広く情報提供を行うことができた。出生届提出時と転入時へ配付をしていたが、今後は妊娠届提出時に配付対象を広げ、妊娠期からの情報提供を行っていく。 「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は令和2年度の6,789人から3,123人増の9,912人となったが、子育て世代数に対しては利用者が少ないため、引き続きパンフレットを母子手帳パックに同封するなどして、周知していく必要がある。	B		

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱	個別事業に対する評価		事業内容	取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況				
	番号	事業名			取組実績、課題及び今後の事業計画							
					事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画						
柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進	11	保育所・幼稚園等での相談	保育課	保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。	保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。	保育コンシェルジュを配置し、入所申し込み時に、相談できる体制を整えている。また、日頃から市内保育所や幼稚園の会合に参加するなど、顔の見える関係づくりに努め、施設長等から相談を受けた際には、関係機関との速やかな連携により情報共有を図るなど、早期解決を図った。	B	保育コンシェルジュを配置し、入所申込時に、相談できる体制を整えている。また、施設長から相談を受けた際には、関係機関への案内や連携により情報共有を図り、サポートを行った。 今後も各種相談に対し、適切な対応が図られるよう、関係機関との連携強化に努める。 令和2年度：1,361件 令和3年度：2,538件 令和4年度：4,468件 令和5年度：4,313件 令和6年度：4,549件	B			
	12	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター（子ども家庭課）	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるようにするために、広く事業の周知を行うことにより、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の増員を図ります。	【実績】 ・おねがい会員：6,603人 まかせて会員：942人 どちらも会員：561人 ・活動件数：12,728件 【課題と今後の取組】 おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員を確保していく必要がある。まかせて会員になるには研修会の受講が必要であるが、今後もより多くの方に研修会を受講いただけるよう、適切な研修内容・時間を設定とともに、引き続き様々な媒体の広報を活用し、周知活動を行っていく。	A	新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、改めて事業の周知を行ったことで、活動件数は増加し、様々な子育て家庭のニーズに対応することができた。計画期間の5年間において、53,065件のサポートを行った。 一方、支援を担うまかせて会員・どちらも会員の会員数は伸び悩んでいる。現在は概ねマッチングは可能ではあるが、今後の活動に影響が出ないよう、まかせて会員・どちらも会員を増やすための取組が必要である。現在行っている広報活動を含め、引き続きより多くの方に登録いただけるような取組を行っていく。	A			
	13	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	教育指導課	児童生徒の学校生活への適応等を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談及び相談支援教室における不登校児童への相談支援を行います。	相談内容や学校生活の様子から、児童生徒・保護者の抱える様々な困難を発見し適切な支援につなげます。 学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等との連携を図ります。	センターに来所しての週6日（平日及び土曜日の午前中）の相談、学校に配置したスクールカウンセラーによる相談（小学校に週1.5日配置を22校、週2日配置を11校）や、学校から要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校生活や児童生徒の抱える課題への支援の充実を図った。 就学先の選択から入学後の支援まで、児童の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行った。就学支援委員会を10回、相談支援教室への相談依頼118人に対応した。 相談支援教室にて、年間を通して小学生プログラムを実施した。不登校児童生徒への相談支援充実のため、相談支援教室の環境整備に引き続き努める。	B	令和2年度は週1.5日配置が26校、週2日配置が7校、令和6年度には週1.5日配置を22校、週2日配置を11校とし、相談対応の充実を図った。 小学生プログラムが定着し、小学生、中学生ともに相談支援教室の利用ニーズが高まっている。 今後も増加していくであろう不登校児童生徒への対応として、相談体制や相談支援教室での活動の充実に努めていく。	B			
	14	小学校・中学校での相談の充実	教育指導課	学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。	全教職員がカウンセリングマインドを持ち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。	学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行うに当たり、各学校に配置したスクールカウンセラーと、対象となる児童生徒に関する課題についてともに考えた。 本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行った。 令和6年度より、管理職からの電話相談を受け付けたことで、より迅速な支援体制の充実を図った。	B	学校に配置したスクールカウンセラーの令和2年度の相談件数は37, 249件、令和6年度は44, 974件となり、より多くの相談支援を行った。 スクールソーシャルワーカーの令和2年度の対応ケースは132ケース、令和6年度は193ケースとなった。さらに、対応内容も複雑化、重複化しており、より丁寧な対応が求められている。今後も学校管理職からの電話での相談対応や、カウンセラーへのコンサルテーションなど、より多くの学校への迅速な支援を行っていく必要がある。	B			
	15	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	教育指導課 学務保健課	外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取組みます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子どもの保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	・住民登録窓口で住民登録の手続きをする際に、学齢期の外国籍の子どもがいる場合は、就学の希望を確認し、希望する方に本課でも就学手続きを案内した。 ・小学校、中学校へ入学する学齢の外国籍児童、生徒の保護者あてに、6ヵ国語で就学案内を作成し、就学申請書類とともに案内した。 ・外国籍の子どもたちの就学事務手続きの際、子どもたちの日本語の状況や保護者の要望から、小学校の説明や日本語指導、日本語教室での通級指導の案内などを行った。 ・日本語での説明が難しい場合には、やさしい日本語にて対応した。 ・人権男女共同平和国際課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語指導の支援につなげた。 ・今後も引き続き丁寧な対応を行っていくとともに、小学校への就学の対応には教育指導課で所有しているリーフレット等を活用・配布し案内していく。	B	住民登録窓口で住民登録の手続きをする際に、外国籍の子どもがいる場合は、就学の希望を確認し、希望する方に本課でも就学手続きを案内した。子どもたちの日本語の状況や保護者の要望から小学校の説明や日本語巡回派遣事業や日本語指導教室の通級の案内なども行った。また、アセスメントを実施する際に、保護者にも来校してもらい、日本語コーディネーターが就学に関する相談も行った。 人権男女共同平和国際課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語指導の支援につなげた。	B			

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱 柱2 学校をプラットフォームとした取組の推進	個別事業に対する評価		事業内容	取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況				
	番号	事業名			令和2年度から令和6年度							
					取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況						
	16	就学支援相談の実施	教育指導課	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に、就学相談を実施します。	就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細やかな対応に努めます。	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の実態や保護者のニーズを把握して、きめ細かな対応に努め、340ケースの就学相談に対応した。 就学支援委員会は年10回開催した。 令和7年度も就学支援委員会を年10回開催し、実際に子どもの様子を見て審議を行う予定である。	B	令和2年度の就学相談件数は266件、令和6年度は340件となり、就学支援委員会の参加人数も令和2年度は72人、令和6年度は116人と大幅な増加となった。年々、相談ニーズは高まり、今後も増加が見込まれる。 相談件数や就学支援委員会の参加人数の増加だけでなく、相談内容も依然と比べて複雑化・深刻化している。そのため、より丁寧な対応が求められている。	B			
	17	教職員研修の充実	教育指導課	学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。	いじめ防止、支援教育、子ども理解、地域理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。	教職員を対象にした研修会については、集合とリモート、オンラインマントを併用しながら、開催方法を工夫することで実施し、教職員の学びを継続させることができた。 また、内容については、いじめ防止、支援教育等の研修内容をキャリアステージに合わせて工夫し、受講者のニーズを取り入れて実施した。 今後も「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に則り、キャリアステージに応じた研修を実施していく。 いじめ防止の研修については、学校のニーズを捉え、実情に応じた内容となるよう努めた。	B	教職員を対象に実施している夏の研修講座では、これまでいじめ防止、支援教育、子ども理解、地域理解等の視点から研修を実施してきた。令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から秋以降に講座を厳選して実施した。令和3年度に参加した教職員および市民は、延べ2,053名、令和4年度は、延べ2,411名、令和5年度は、延べ1,959名（教育文化講演会を含む）であった。令和6年度は、延べ2,010名の参加があり、本市の課題をふまえ、研修を行うとともに、近隣市と連携し、研修講座を実施した。今後も、研修内容について、本市の課題やニーズを捉えて実施するとともに、近隣市との連携及び関係各課との連携をし、効果的な研修の実施に努める。	B			
	18	就学援助制度の周知（就学前支給）	学務保健課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続きなどの周知をはじめ情報提供を行います。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。	令和7年4月に小学校新1年生となる未就学児童の保護者に対して、就学時健診診断の通知に併せて、小学校入学準備金支給事業のお知らせと申請書を対象全世帯へ送付したほか、転入者で該当児童のいる世帯へも随時書類を送付した。また、小学校新1年生の保護者全員へ就学指定校通知を送付する際、小学校入学準備金支給申請の漏れがないか案内文を同封し重ねて周知を行った。	A	小学校新1年生となる未就学児童の保護者に対し、就学時健診診断通知送付時、転入時、就学指定校通知送付時に周知を重ねることで、就学援助制度（就学前支給）が必要な家庭への支援につなげることができた。 また、就学援助制度の案内について、文章及びレイアウトを工夫し、支援につながりにくい家庭にも、制度の内容が伝わるよう、わかりやすい周知を徹底した。	A			
	19	児童生徒のSOSの出し方に 関する教育	保健予防課 教育指導課	いのちを支える自殺対策における取組として、小・中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施します。	保健所と学校が連携しSOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討を進め、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求められる体制を整えていきます。	・SOSの出し方教育：中学校1校 111人（2年生）に実施。 ・教職員向けゲートキーパー養成研修：中学校1校、高校2校にて、計125人の教職員に実施。（神奈川県事業に協力） SOSの出し方教育を実施することで、ストレスとの付き合い方や誰かに相談することの大切さを知ってもらう機会となり、一人でも多くの生徒たちが将来的にもこころの健康を保っていけるよう、引き続き実施していく必要がある。また、生徒からのSOSを適切に受け止められるよう教職員向けの対応研修として、教職員向けゲートキーパー養成研修も実施した。	A	令和2年度 実施なし 令和3年度 実施なし 令和4年度 中学校1校 2年生103人 令和5年度 中学校3校 2年生238人、3年生272人 令和6年度 中学校1校 2年生111人 令和4年度からSOSの出し方教育を実施することができた。教育指導課の協力のもと、周知を行い、令和5年度には中学校3校から依頼があった。SOSの出し方教育を実施することで、ストレスとの付き合い方や誰かに相談することの大切さを知ってもらう機会となり、一人でも多くの生徒たちが将来的にもこころの健康を保っていけるよう、引き続き実施していく必要がある。また、子どもの自殺者数の増加が社会全体の課題となっており、今後も教育部と連携し、引き続き実施していく。	A			

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱	個別事業に対する評価		事業内容	取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況				
	番号	事業名			令和2年度から令和6年度							
					取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況						
柱3 切れ目ない相談支援の充実	20	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	親子すこやか課（健康づくり課）	母子保健事業の中から、虐待のリスクの高い状況を早期に把握し、関係機関との連携により、子どもの安全と心身の健やかな発育・発達を支援します。	母子保健事業における虐待や生活困窮等他機関の支援を必要とされる状況を把握した場合には、関係機関と連携を図り、対応について協議し、子どもの安全を確保し、発育発達に関する支援につなぎます。	【評価】母子保健事業において把握した未把握児及び妊婦、乳幼児健診未受診者に対して電話、文書送付、訪問等を実施し、状況把握に努めるとともに、児童福祉の主管課と定期会議を持ち、方針検討を行い、必要な場合児童福祉、関係機関と連携を図り支援を行った。 令和5年2月から伴走型相談支援事業を開始し、妊娠期から支援が必要な家庭の早期発見・支援につながった。 【課題】妊娠期からの、早期発見・支援につなげるため、妊娠届出時面談の充実や、面談未実施者へのアプローチ方法を模索していく必要がある。 母子保健・児童福祉の両側からの円滑な支援につながるよう、母子保健の立場からこども家庭センターと連携を図っていく。	B	B				
	21	子ども家庭総合支援拠点の運営	こども家庭センター（子ども家庭課）	子どもの養育に困難を抱える家庭についての相談に対し、保育士、保健師、心理職等の専門性を活かした指導・助言を行うとともに、個々の家庭状況に応じ、活用できる社会資源の情報提供や関係機関との連絡調整など、課題の解決に向けた継続的な福祉的支援を実施します。 特に支援が必要な家庭に対しては、藤沢市要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携して支援を実施します。	子ども家庭総合支援拠点として、子どもや保護者等から受けた相談について調査や実情の把握に努め、必要な情報提供や指導及び助言を行うとともに支援につなげます。	【実績】児童の家庭における安定と児童福祉の向上を図るため、児童や保護者等から相談を受け、専門的な指導・助言を行うとともに、必要な情報提供や支援につなげた。 ・子ども・子育ての相談件数・・・960件 【課題と今後の取組】令和6年4月施行の改正児童福祉法において、児童福祉部門の「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健部門の「子育て世代包括支援センター」が果たしている機能・役割を維持しながら、組織を一体的に運営し、支援強化を図る「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、藤沢市でも令和6年4月に設置した。こども家庭センターとして、より丁寧につきめ細やかな支援を行っていく。	A	様々な家庭の事情に鑑みながら、それぞれの家庭の状況に応じて必要な情報提供や支援を行った。また、令和6年度からは「こども家庭センター」を設置し、全ての子育て家庭と妊娠婦に切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関と連携しながら支援を行った。引き続き、こども家庭センターとして関係機関と連携を図りながら、世帯全体を捉えた包括的な支援が可能となる体制づくりを行う。	A			
	22	放課後児童健全育成事業	青少年課	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	放課後児童クラブでの生活における気づきに注意し、必要に応じて学校や地域住民で構成される運営委員会等につなぐことで、子どもの支援を行います。	放課後の子どもの安全・安心な生活の場として、子どもの支援を行った。放課後児童クラブの拡充については、第2期放課後児童クラブ整備計画とのおり整備を行った。 ○児童クラブの整備数 3クラブ	B	【評価】第2期放課後児童クラブ整備計画どおり、放課後児童クラブの整備を進めた。13クラブの整備達成。 【課題】上記計画に沿って児童クラブ整備を進めてきたが、放課後児童クラブの需要が高まっており、待機児童数は増加している。令和7年度以降、藤沢市子ども・若者共育計画に沿って引き続き整備を進めていく。また、運営事業者と連携し適切な支援が行き届く環境を整える。	B			
	23	青少年指導員育成事業	青少年課	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	学校からの推薦を受けた子育て世代の新任指導員だけでなく、現任の指導員に対しても研修を通じてスキルアップを図り、健全育成活動ができるように地域のサポート事業を行います。	青少年指導員が青少年の健全育成に関する知識の習得を図ることを目的とした研修会を実施した。 ○全体研修会 6月 63人・11月 95人 ○理事研修 29人	B	【評価】青少年の健全育成に関する多岐にわたる分野の研修を実施することができた。講義形式の研修のみならず、ゲーム指導研修なども行い、新任指導員と再任指導員の交流や、地域をまたいだ情報交換をする機会ともなった。 【課題】現状開催日時が平日となっており、仕事をしている傍ら引き受けている青少年指導員が多い中で、以前よりも出席率が下がってしまっている。研修を撮影しアーカイブ配信を行っているが、聴取実態が見えないことや、他地区的指導員との親睦を深める意図があるゲーム指導研修においては、欠席者が多いことにより効果が下がっている現状がある。研修の実施日時や、青少年指導員の活動全体のバランスを見て、今後調整する必要がある。	B			

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱	個別事業に対する評価		事業内容	取組の方向	令和6年度		令和2年度から令和6年度			
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業達成状況		
						事業達成状況				
柱3 切れ目ない相談支援の充実	24	非行防止推進活動	青少年課	青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進するため、学校・家庭・地域・警察・関係機関等と連携した取組を進めます。また広く市民に対して、健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらえるよう事業をとおして啓発します。	地域の青少年に対して声かけを行うとともに、地域を巡回することにより問題行動の早期発見に努めた。また、青少年指導員協議会等と連携・協力し、街頭キャンペーンによる啓発活動を実施した。 ○街頭指導実施回数 青少年指導員309回 屋間街頭指導員1,224回 夜間特別街頭指導員75回 ○キャンペーン参加人数 7月1日 藤沢（雨天により中止）・2日辻堂駅 24人 12月2日 藤沢30人 12月3日 湘南台32人 3月13日 藤沢20人	B	【評価】 地域のパトロールを実施する中で、青少年に対して積極的に声かけを行うことで、問題行動の早期発見をすることができた。また、街頭指導キャンペーンや青少年夏期特別街頭指導パトロールを関係団体と行うことで、連携力も高めるとともに情報交換することができた。 【課題】 青少年のおかれている状況の変化に伴い、青少年の行動も変化している。深夜外出や非行等の目に見える問題行動のみならず、SNSトラブルや特殊詐欺等の目に見えにくい青少年の行動をどのように防止するかが課題である。	B	
	25	放課後子ども教室推進事業	青少年課	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所の充実を図るとともに、見守りを行う地域住民を通じて子どもの変化といった気づきを共有することにも留意し、支援を行います。	既存の放課後子ども教室においては、学校や地域ボランティアの見守る人と調整し、実施日を増やすことで利用人数の増加につながることができた。また、市内実施校の拡充に向けて令和6年11月から新たに2校で試行実施を行い、いずれの放課後子ども教室においても適切な運営ができた。 ○小糸小学校 開所日数：187日 延べ利用児童数：2,385人 ○亀井野小学校 開所日数：180日 延べ利用児童数：5,763人 ○富士見台小学校 開所日数：31日 延べ利用児童数：530人 ○御所見小学校 開所日数：74日 延べ利用児童数：2,305人 ○善行小学校 開所日数：80日 延べ利用児童数：2,208人 ○新林小学校 開所日数：13日 延べ利用児童数：591人 ○天神小学校 開所日数：11日 延べ利用児童数：374人	A	【評価】 長期間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により既存の放課後子ども教室事業の実施について活動自粛となるなど、実施小学校との連携強化にとどまっていたが、令和5年度に2校、令和6年度も2校の計4校の新規設置に向け、関係機関と調整し試行実施を行うことができた。 【課題】 設置校の拡大において、実施場所や扱い手の確保が大きな課題である。拡大に当たっては、学校や地域の意見を取り入れ、保護者及び児童・従事者が安心して活動できるよう検討を重ね、適切な運営につなげる。	B	
	26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	保護者と子ども・乳児が参加できる事業を実施することや、見守りを行う地域住民を通じ、子どもの変化等の気づきを共有することによって、子どもの支援を行います。	【青少年会館】 青少年が安心して過ごせる居場所づくりとして指導員が毎日定期的に声掛けを行うとともに、居場所コーディネーターを週2～3日配置し、安心できる雰囲気づくりと子どもたち同士の交流の促進を図った。 【少年の森】 新規事業である「親子ヨガ」や「持ち込み家族テント泊」などを展開し集客アップに努め、開園以来最多の利用者数となった。また、不登校児童・生徒が増加している社会情勢に鑑み、少年の森が社会とつながる居場所のひとつとなるよう、フリースクール等への支援などを関係機関と連携し、実施していく。 【地域子どもの家】 市子育て企画課の実施する「子育てふれあいコーナー（きらきら☆ほし）（♪あいあい♪）」の会場提供等を実施している。地域子どもの家の見守る人が保護者より子育て相談を受けることもあった。 【児童館】 未就学児と保護者を対象とした体操やお話し会等を毎週実施。また月1回、子育てふれあいコーナー「♪あいあい♪」において、市親子すこやか課（事務移管済）（保育士）による育児相談を実施した。 各児童館で実施している「おまつり」は有志の小学生ボランティアが実行委員会を結成し、各児童館の指導員や運営委員が見守る中、おまつりの内容を企画検討し、実施した。	B	【青少年会館】 引き続き、令和7年度も青少年の居場所としての機能向上や居心地の良さを感じられるような施設整備や運営を行いたい。新たにWi-Fi環境を整備したことから、自習室の機能向上にも努めていきたい。課題としては施設の老朽化や古くなった備品の更新などが挙げられる。 【少年の森】 夏期における供用時間の拡大や持ち込みテントによる宿泊を可能とするなど、新たな事業を行った。今後は再整備に当たり、選定される運営事業者とともに、魅力がより向上できるよう、野外活動を通して心身の成長を促し、様々なことにチャレンジできるような施設を目指す。 【地域子どもの家】 引き続き、市親子すこやか課（事務移管済）の実施する「子育てふれあいコーナー」の会場提供等を実施。 【児童館】 引き続き、親子を対象とした定期的な月間や年間事業に取り組んでいく。	B	

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱	個別事業に対する評価		事業内容	取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況				
	番号	事業名			令和2年度から令和6年度							
					取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況						
柱3 切れ目ない相談支援の充実	27	福祉総合相談支援の充実	地域福祉推進課（地域共生社会推進室）	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センター、村岡公民館と関係各課との連絡調整等を行います。福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	地区福祉窓口相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため各市民センター及び村岡公民館と、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。また、福祉総合相談を行う中で、子どもを取り巻く環境から、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぎます。	地区福祉窓口と担当課にて、毎月1回「地区福祉窓口担当者会議」を行っている（令和6年度は、5月・8月・10月及び11月については、議題数の関係で書面開催）。この会議では、各担当課からの連絡及び各地区福祉窓口から各担当課等への質問を行うことで、日々の業務連絡が円滑に行われている。また、各地区福祉窓口間の情報交換を行うことで各地区福祉窓口の状況も確認しあえている。その他に、「地区福祉窓口現任相談員研修」を年1回行っている。この研修は、各地区福祉窓口から相談員全員が参加し、講義内容について研鑽をすることによって職員の資質向上を図っている。令和7年度についても、同様に行っていく予定。	A	【評価】「地区福祉窓口担当者会議」を開催することによって、各担当課等からの連絡及び各地区福祉窓口から各担当課等への質問を行うことで、日々の業務連絡が円滑に行われている。また、各地区福祉窓口間の情報交換を行うことで各地区福祉窓口の状況も確認しあえている。 【課題】地区福祉窓口では、70以上の申請等業務を取り扱っている。また、複合的な課題を抱える方からの相談も増えてきており、地区福祉窓口相談員により幅広い知識が求められている。	A			
	28	地域福祉における手続・相談体制の充実	地域福祉推進課（地域共生社会推進室）（市民センター）	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続き、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続きとともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続き・相談は、13,967件であった（令和5年度：13,378件）。児童手当の電子申請・現況届の郵送での申請が可能になるなど申請方法が充実し、定着してきたことから、件数については年々減少傾向にある。引き続き、手続き業務や相談業務の充実を図っていく。	A	【評価】地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続き・相談は、令和2年度が15,380件、令和3年度が16,001件、令和4年度が14,796件、令和5年度が13,378件、令和6年が13,967件と減少傾向にある。これは、電子申請等による申請方法が定着してきることによるものだが、地区福祉窓口での相談は一定数ある。 【課題】複合的な課題を抱える方からの相談も増えてきており、地区福祉窓口職員の相談スキル向上を図るとともに、身近な場所である市民センターでの相談機能の充実が求められている。	A			
	29	生活困窮者自立支援の充実	地域福祉推進課（地域共生社会推進室）	自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSWの配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	相談件数としては、直営885件、委託（社会福祉協議会）888件であった（令和5年度：直営880件、委託1,018件）。進学費用の相談等、子どもをきっかけとして世帯の課題が見える場合もある。しかし、課題も多様で複雑化しているため、支援対象を世帯全体としつつ、それぞれの課題に丁寧に向き合いながら、個別性を重視し対応していく。	B	【評価】新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が急変した世帯からの相談が増加した。また、新型コロナウイルス感染症を機に顕在化した課題や最近の物価高騰の影響に伴う、家計や就労等の相談に対して世帯の課題を整理し、情報提供や関係機関と連携し支援を行った。 【課題】令和2年度から令和6年度までの相談件数としては、直営6,931件、委託（社会福祉協議会）7,281件であった。	B			
	30	地域での相談・連携の取組（民生委員児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総務課	福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。	地区の民児協定例会において情報共有を行った。主任児童委員連絡会を年4回開催し、市子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉課との情報交換や事例検討等により、知識を深め、共通理解の促進に務めた。市民児協では、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を実施し、市の取組や複雑化する児童福祉をめぐる問題に対する支援について学び、理解を深めた。 市内小学校や子育て応援メッセで「主任児童委員紹介リーフレット」を配布し、主任児童委員の周知啓発に取り組んだ。	A	令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での研修会や会議の開催が見送られ、例年通りの交流は難しかったが、可能な範囲で地域の関係団体や相談機関等との連携強化に努めた。令和5年度から児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を再開し、支援活動に資する知識習得に務めた。また、民生委員・児童委員向けの主任児童委員の活動理解のためのハンドブックを作成した。 令和6年度も研修会や主任児童委員連絡会の開催を計画し、引き続き、関係機関と連携し強化を図った。 民生委員・児童委員に比べ主任児童委員の認知度が低いことから、主任児童委員紹介リーフレットの配付等により、一層周知活動に力を入れ、具体的な支援につなげる体制を強化していく。	A			
	31	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するため必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に応応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	令和6年度相談件数の実績（8事業所合計）：18,480件 障がいに関する総合相談窓口を市内に4事業所、専門相談窓口を4事業所設置することで相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を行った。 市民周知を図ることが課題であり、今後はより身近な存在となるため、地域における連携及び普及啓発に取り組む。	B	相談支援については障がい者人口の増加に対応するため、体制の拡充や地域における、機関から機関への相談のつなぎ方等について、委託相談支援事業所連携会議等において検討している。事業周知にとどまらず、機関同士の連携や制度整理を一貫的に推進していく。	B			

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱 柱1 子どもの医療への受診支援	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度		令和2年度から令和6年度		
	番号	事業名	担当課		取組実績、課題及び今後の事業計画		事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画	
					事業内容	取組の方向			
柱1 子どもの医療への受診支援	32	ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）	子育て給付課	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭などひとり親家庭等に、医療費の助成を行います。	ひとり親家庭等に医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくなります。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きや児童扶養手当申請時に制度周知を行います。	ひとり親家庭等の保険診療の自己負担分を助成した。 ○年間延べ対象者 58,499人 年間助成件数 77,843件 年間助成額 207,282,985円	A	ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し、生活の安定と健康の増進を図ることができた。今後も申請漏れのないよう、住民異動手続きとの連携や広報等で周知を行っていく。	
	33	小児医療費助成事業	子育て給付課	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくなります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きとの連携や、未申告者への申請勧奨のほか、広報等による制度周知を行います。	助成対象を満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大し、保険診療の自己負担分を助成した。 ○年間延べ対象者 768,633人 年間助成件数 1,108,419件 年間助成額 2,408,591,720円	A	令和5年4月から中学生の所得制限を撤廃し、令和6年4月からは助成対象年齢を18歳まで拡大したことにより、子どもが等しく医療を受けられる環境が整備できた。その結果、子どもたちの健康増進と保護者の経済的負担の軽減が図られた。今後も住民異動の手続き等にて申請漏れのないよう、未申請者への申請勧奨や広報等による制度周知を継続していく。	
	再掲4	健診後の支援のための相談事業	親子すこやか課（健康づくり課）	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごとにに関する早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心掛けます。	乳児健診では、児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：273人（母の心身120人、児の発育・発達74人・その他（健やか親子21アンケート結果）79人）、9～10か月児健診フォロー：317人（母の心身139人、児の発育・発達114人・その他64人） 各健診未受診者に対しては、文書の送付や家庭訪問文書送付や家庭訪問等を行い、母子の状況把握に努めた。4か月児健診未受診児数：93人 9～10か月児健診未受診児数：107人 1歳6か月児健診未受診児数：189人 3歳6か月児健診未受診児数：424人	B	評価：幼児健診では、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年から令和5年4月まで相談を当日相談、後日相談に分け実施していたが、令和5年5月から当日相談の人数制限を緩和したことにより、相談数は急増している。心理相談は近年需要が高まり、相談数が増加している。 課題：新型コロナウイルス感染症対策で相談を控えていたこともあり、SNS等から情報を得て、専門職による相談を控えていた保護者が増えていると考える。児に対して、基本的な感染対策をしながら、保護者が安心して相談できるよう対応方法の充実が必要と考える。	
	34	育成医療給付事業	子育て給付課	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	必要な医療の給付を行うことにより、障がい児等の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携強化を図ります。	育成医療による治療を必要とする児童に対し、認定・給付を行った。 ○支給認定期数 9件 年間受診件数 30件 年間助成額 619,512円	A	対象児童の保険診療の自己負担分を助成することによって、保護者の経済的負担の軽減と児童の健やかな成長に寄与した。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定自立支援医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で周知を行っていく。	
	35	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。	対象児童に対する日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も小児慢性特定疾病申請者及び受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 給付件数 10件 助成額 557,440円 経由事務送付件数 249件	A	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、在宅で日常生活を営むことに支障のある児童に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も神奈川県と連携し、小児慢性特定疾病申請者及び受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。	
	36	未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の支援を行います。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、必要な入院に係る医療費の給付を行います。	出生時体重2,000グラム以下又は医師が養育を必要と認めた乳児に対し、入院に係る医療費及び食事代の給付を行った。 ○受給者数 69人 年間受診件数 165件 年間助成額 27,162,747円	A	入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定養育医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で周知を行っていく。	
	37	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聞き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	育児・しつけに関する相談が121件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が30件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行う。	B	評価：健康、医療、育児、介護、精神保健等、通常窓口が異なる相談を24時間毎日の体制で一度に相談できる事業であり、令和6年度の相談件数約26,500件は令和5年度より増加しており相談事業としての成果があったといえる。また、令和6年度からはWebやFaxによる相談受付を開始し、Webからの相談が27件あった。	

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	令和2年度から令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況				
	番号	事業名	担当課		令和6年度							
柱1 子どもの医療への受診支援	38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	専門医や専門職による相談や、家庭訪問等をとおし、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業をとおし、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。	精神科医や職員による精神保健福祉相談や家庭訪問等を通じて、精神疾患のある保護者に対して、関係機関とも連携して支援を行った。 また、精神保健に関する普及啓発（令和6年度から始めたまごころのサポート一養成研修も含む）や地域に出向いて健康教育の出張講座を行い、精神疾患の正しい理解の普及を図った。	A 精神保健相談対応件数 令和2年度 相談4,753件、訪問105件 令和3年度 相談3,977件、訪問75件 令和4年度 相談3,577件、訪問152件 令和5年度 相談3,511件、訪問166件 令和6年度 相談3,212件、訪問178件 精神保健に関する相談が減少傾向にある。要因として、SNS等まごころの相談ができる機関が増え、相談内容に合わせて相談先を選ぶことができるようになったこと、また医療機関へ受診で、早期治療につながることができているのではないかと考えられる。訪問件数は増えており、必要に応じて訪問支援が行えている。今後も継続して、対象者に必要な支援が届くよう相談先の周知啓発、関係機関とも連携して重層的な支援を行う。	A				
	39	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	継続して医療費の助成を行った。 受給者人数 12,314人	A 障がいのある方は年々増加傾向にありますが、それに対応し、医療に関わる経済的負担を軽減することで、保健の向上と福祉の増進を図ることができた。 【受給者人数】 令和2年度 11,904人 令和3年度 12,076人 令和4年度 12,062人 令和5年度 12,099人 令和6年度 12,314人 令和7年度 12,395人（見込み）	A				
柱2 障がい児等の相談・支援の充実	40	子ども発達相談の充実	こども家庭センター（子ども家庭課）	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応の仕方について助言を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。 また、保育所や幼稚園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、発達障がいの理解を促すための啓発事業を実施します。	一人ひとりの特性や能力に応じた助言を行うとともに、家族のニーズも考慮した適切な支援につなげます。 また、発達に支援の必要な子どもに一貫した支援を行うため、サポートファイルの活用を進め、関係機関が連携した支援に取り組みます。	【実績】 発達に課題のある子ども及びその家庭に対し、専門の相談員が相談対応するとともに、不安や心配の強い保護者には面談までの間に個別の電話相談を実施するなど、保護者の精神的負担軽減に努めた。 ・新規相談 598人、個別相談実人数 1,413人 ・サポートファイル配付数 302冊 【課題と今後の取組】 家庭環境が多様化し相談内容が複雑化する中、関係各課と連携しながら丁寧な相談支援を引き続き行っていく。また、育てにくさを抱えている保護者が孤立しないよう、学齢期も含め、予防的な支援に努めていく。	A 計画期間（令和2年度～令和6年度）の進捗状況 ・新規相談 3,115人 ・個別相談実人数 7,102人 ・サポートファイル配布数 1,376冊 令和6年度こども家庭センターの設置に伴い、引き続き母子保健機能と児童福祉機能による相談・支援を一括して実施できるよう、各関係機関との連携を強化していく。 今後はサポートファイルをより活用しやすくなるために、関係機関からの意見を取り入れながら、配布対象の見直しや、中身の改変に向け取り組んでいく。	A				
	41	障がい児支援サービス	こども家庭センター（子ども家庭課）	障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図ります。	適正な支給決定を行うため、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、事業所と連携して障がい児福祉の向上を図ります。	【実績】 1. 障がい児通所支援サービスの利用実績 ・児童発達支援 676人（前年度比+89人） ・放課後等ティーサービス 1,107人（前年度比+99人） ・保育所等訪問支援 59人（前年度比+1人） 2. 相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績 345人（前年比+31人） (※令和7年3月時点) 【課題と今後の取組】 障がい児通所支援サービスの利用実績、相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績は、全体的に増加傾向にあり、また、それぞれ事業所の数も増加している。引き続き、事業所と連携し、サービスの充実・質の向上を図っていく。	A 利用者数が増加する中、障がい児やその家庭のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう支給決定を行うことができた。引き続き、事業所と連携してサービスの充実・質の向上を図っていく。	A				

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	令和2年度から令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況				
	番号	事業名	担当課		令和6年度							
柱2 障がい児等の相談・支援の充実	42	特別支援保育事業	保育課 こども家庭センター（子ども家庭課）	認可保育所、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	集団の中で社会性の向上や情緒の発達を促すとともに、障がい児に対する理解を深め、障がい児の発達支援の推進を図ります。	~【実績】 ・特別支援保育対象人数 79人（内幼稚園及び認定こども園 75人 幼児教育施設 4人 保育施設 0人） ・特別支援保育対象施設数 22施設（内幼稚園及び認定こども園 19施設 幼児教育施設 3施設 保育施設 0施設） 【課題と今後の取組】 障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童の受入れを円滑に推進するとともに、保育の充実を図るために、対象施設への制度の周知や説明を引き続き行う。また、対象児童の保護者への説明が円滑に行われるよう、保護者への説明用文書等を活用し、制度の趣旨や内容について理解を促す。	A	障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童が、集団の中で手厚い保育を受けられるよう、受け入れを推進することができた。集団生活を経験することは、社会性の向上や情緒の発達を促す上で重要であることから今後も特別支援保育のために必要な経費に対し、補助金を交付する。	A			
	43	「育てにくさ」を感じている親への支援	親子すこやか課（健康づくり課）	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	保護者が子どもの発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、生活基盤での課題から適切な支援を利用しづらい家庭を含め包括的に支援します。	乳幼児健診や地区担当保健師による家庭訪問等から把握された発育・発達に課題のある児について、教室や個別相談につなぎ、児の心身状況の確認や保護者の困りごと・心配に対する支援を行った。また、支援が必要な親には、こども家庭センター（子ども家庭課）と連携し継続した支援を実施した。 経過検診療養生活相談：39回 延184人 心理相談経過観察：201回 延193人 親子教室べんざん：54回 延318人 親子教室かもめ：27回 延154人 慢性疾患児訪問：延70人 未熟児訪問：延140人	B	評価：発達の課題のあるお子さんに対して、訪問や相談など個々に合わせた支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の収束後、相談件数や訪問等も増加している。 課題：発達に課題のある個々のお子さんに寄り添った方法や支援を実施できるよう、関係機関とも調整して対応が必要と考える。	B			
	再掲31	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	令和6年度相談件数の実績（8事業所合計）：18,480件 障がいに関する総合相談窓口を市内に4事業所、専門相談窓口を4事業所設置することで相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を行った。 市民周知を図ることが課題であり、今後はより身近な存在となるため、地域における連携及び普及啓発に取り組む。	B	相談支援については障がい者人口の増加に対応するため、体制の拡充や地域における、機関から機関への相談のつなぎ方等について、委託相談支援事業所連携会議等において検討している。事業周知にとどまらず、機関同士の連携や制度整理を一体的に推進していく。	B			
	44	太陽の家しいの実学園	障がい者支援課	知的発達の遅れや肢体不自由のある子どもに対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促します。	児童発達支援センター利用希望者は増加傾向にあり、引き続き障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図ります。	児童発達に関わる相談の需要拡大の状況を踏まえて、引き続き、障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図る必要があります。 実績：しいの実学園の通園延べ人数：12,725人（令和5年度：12,193人）	A	しいの実学園利用者に対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促すことができた。 児童発達に関わる相談は増え続ける状況だが、丁寧な対応を心かけ、障がい特性に応じた質の高い支援を継続していく。	A			
	45	補装具の給付	障がい者支援課	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾患に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。	引き続き、対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるように補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。	障害者総合支援法に基づき、障がい児の欠損又は機能の損傷を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜を図るために、合計160件の補装具費の給付決定を行った。	A	障害者総合支援法に基づき、障がい児の欠損又は機能の損傷を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜を図るために、平均190件/年の補装具費の給付決定を行った。	A			

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度		令和2年度から令和6年度		
	番号	事業名	担当課		取組実績、課題及び今後の事業計画		事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画	
					事業内容	取組の方向		事業計画	
子どもの適切な養育に 関わる支援の充実	46	養育支援訪問事業	こども家庭センター（子ども家庭課）	養育の支援が特に必要である家庭を対象に、保健師・保育士による専門的相談支援やヘルパーによる育児・家事援助を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。	養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言やヘルパー派遣による育児・家事の援助を導入し、子どもの安定した養育を確保します。	<p>【実績】 子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言やヘルパー派遣による育児・家事の援助等を行った。 ・専門的指導助言・・・119件 ・育児・家事の援助・・・247件 (ヘルパー派遣については、令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」に移行した)</p> <p>【課題と今後の取組】 支援が特に必要な家庭に対し、より効果的な支援が行えるよう、対象家庭との関係性を構築しながら課題を整理し、適切な助言や支援を行っていく必要がある。</p>	A	利用件数は年度ではらつきがあるが、支援が必要な家庭にサービスを提供することができた。引き続き、支援が必要な家庭に対し、適切な助言や支援を行っていく。	A
	47	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	こども家庭センター（子ども家庭課）	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	<p>【実績】 ・利用日数 ショートステイ：372日 トワイライトステイ：201回 ・登録児童数 383人</p> <p>【課題と今後の取組】 家庭の状況により、利用ニーズが異なる部分もあるが、ショートステイと比べてトワイライトステイの利用者が少ない。関係機関へのチラシの配布など、効果的な周知活動を行うことでより多くのサポートを必要とする方にサービス提供ができるようにする。</p>	A	事業の周知が図られたことで、ひとり親家庭等の新規登録が増加し、実績は増加傾向にある。各家庭のニーズに応じた支援を行うことができた。計画期間の5年間において、ショートステイは1,649日、トワイライトステイは416回の利用があった。 子どもの人口は減少傾向にあるが、本事業については事業の周知が図られていること、また、対象となる家庭（保護者の仕事・出産・疾病等の事由により一時的に子どもの養育が難しい家庭）の増加に伴い、今後も利用の増加が予想される。様々な子育て家庭のニーズに対応できるよう、継続して事業を実施していく。	A
	48	子どもの生活支援事業	こども家庭センター（子ども家庭課）	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	養育環境に課題があり、支援を必要としている子どもに居場所を提供することで豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	<p>【実績】 経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供した。その結果、基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着、食事の提供等、サポートを必要としている子どもの支援の充実が図られた。 ・実施場所・・・市内2か所 ・実施日数・・・306（2か所の計） ・延べ来所者数・・・950人（2か所の計）</p> <p>【課題と今後の取組】 利用者やその保護者と面談等を行い、必要な支援やニーズについて確認するとともに、こども家庭センターで関わりがある家庭を含め、ニーズの発掘に努める。また、委託先と市で支援内容の共有・検討することで、より適切な支援を行う。</p>	A	家庭の状況に応じて、サポートを必要としている子どもの支援を行った。より多くの家庭に支援を提供できるよう、こども家庭センターで関わりのある家庭に対しニーズに応じて紹介を行うとともに、関係機関に事業の周知を図ることで、潜在的なニーズのある家庭を事業利用につなげていく。	A
	49	要保護児童対策地域協議会の運営	こども家庭センター（子ども家庭課）	子どもの家庭における安定した養育を確保するため、要保護児童及びその家庭についての相談を受けるとともに、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各自の専門性を活かして連携し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速な対応と家庭への指導・支援を行います。	子どもの虐待の発生予防、早期発見につながるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民や関係機関に対して啓発活動を行います。	<p>【実績】 児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を実施した。また児童虐待防止に関する研修の実施により関係機関や市民に対して啓発を行った。 ・新規相談件数・・・602件（内児童虐待件数：251件、要保護児童等件数：351件） ・継続相談件数・・・446件（内児童虐待件数：335件、要保護児童等件数：111件） ・啓発研修等の開催・・・1回実施 42人参加</p> <p>【課題と今後の取組】 児童虐待の防止及び早期発見のため、講演会と研修会を隔年で実施し、児童虐待の基礎知識や責務についての啓発活動に取り組むとともに、引き続き、各関係機関と連携・協働して迅速な対応に努める。</p>	A	児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関向け研修会を実施し、児童虐待の基礎知識や責務についての啓発活動に取り組んだ。引き続き、各関係機関と連携・協働して迅速な対応に努める。	A
	50	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による日常生活支援、養育支援）	生活援護課	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	<p>生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、計画期間の5年間において教育支援を211人、日常生活支援を145人に実施した。 子ども支援員は、家庭訪問110件、所内面談291件、電話相談723件など、延べ2,135件の活動を行った。 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち寄り添い方の支援を実施する。</p>	B	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、計画期間の5年間において教育支援を211人、日常生活支援を145人に実施した。 子ども支援員は、家庭訪問169件、所内面談249件、電話相談621件など、延べ2,070件の活動を行った。（家庭訪問、所内面談、電話相談、延べ件数については5年間の平均にて算定） 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち寄り添い方の支援を実施する。	B

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	令和2年度から令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況				
	番号	事業名	担当課		令和6年度							
柱2 暮らしを支える支援の充実	51	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金、家計改善支援事業）	地域福祉推進課（地域共生社会推進室）	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。 住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れるある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。 家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないので、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改善に向けた支援を行います。	離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯（保護者）に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる支援を行います。 収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるよう支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。	住居確保給付金については、令和6年度申請件数は12件（参考：令和5年度13件）。 家計改善支援事業については、新規利用6件、前年度からの継続が40件で計46件であった。 それぞれの事業だけでは解決できない課題も多く、包括的な支援が必要である。	B	【評価】 住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援策としての役割を担った。新型コロナウイルス感染症が5類移行後も申請は一定数あり、住宅費の支給をするとともに、ハローワークと連携しながら常用就職に向けた支援を行っている。令和2年度から令和6年度までの申請件数は645件であった。 家計改善支援事業については、年54件程度の利用があり、収支の見える化及び支払いや債務に対する支援等を行った。 【課題】 制度の利用に至った経緯や課題も多様で複雑化しているため、他部署、他機関等との連携が一層必要である。	B			
	52	生活保護制度による支援	生活援護課	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。	生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。	老齢、障がい、傷病等により生活に困窮した新規生活保護利用者674世帯を含む、4,606世帯、5,764人に生活保護法による保護を実施した。 経済状況や雇用情勢は改善されつつあるが、生活保護利用者の増加が課題としてあるため、今後も相談者の立場に立った支援を行う。	B	老齢、障がい、傷病等により生活に困窮した新規生活保護利用者3,191世帯を含む、4,435世帯、5,674人に生活保護法による保護を実施した。 （新規生活保護利用者については累計、世帯数・人員については5年間の平均にて算定。） 経済状況や雇用情勢は改善されつつあるが、生活保護利用者の増加が課題としてあるため、今後も相談者の立場に立った支援を行つ。	B			
	53	ひとり親家庭への子育て・生活支援	子育て給付課	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や就学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。	ひとり親家庭の抱える課題を把握し、一人ひとりに寄り添いながら継続的な支援を行つた。また、就労や疾病等により一時に家事支援や育児支援を必要とする場合に支援員を派遣し家事等の負担軽減を図つた。今後も関係機関等と連携しながら、様々な課題へ対処できるよう、相談者に寄り添った支援を行っていく。 ○延べ相談件数 4,419件 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業登録世帯11世帯 利用世帯2世帯	A	母子・父子自立支援員を4人配置し、一人ひとりに寄り添つた支援を行つている。様々なケースに対応できるよう、事例検討や外部の研修会等に参加し、母子・父子自立支援員のスキルアップを図つている。 ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する事業所数が、令和6年度に5事業所から4事業所に減少した。今後も支援が必要な時に支援員を派遣できるよう、事業所との連携の強化を図っていく。	A			
	再掲39	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	継続して医療費の助成を行つた。 受給者人数 12,314人	A	障がいのある方は年々増加傾向にありますが、それに対応し、医療に關わる経済的負担を軽減することで、保健の向上と福祉の増進を図ることができた。 【受給者人数】 令和2年度 11,904人 令和3年度 12,076人 令和4年度 12,062人 令和5年度 12,099人 令和6年度 12,314人 令和7年度 12,395人（見込み）	A			
	54	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 月額 4,000円 受給者人数 782人※20歳未満受給対象者数	A	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。毎年受給者数は増加傾向にあり、制度周知等に引き続き力を入れていく。 月額 4,000円 受給者人数 令和2年度・・・738人 令和3年度・・・740人 令和4年度・・・753人 令和5年度・・・780人 令和6年度・・・782人 令和7年度・・・800人（見込み） ※20歳未満受給対象者数	A			
	再掲37	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	育児・しつけに関する相談が121件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が30件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行つ。	B	評価：健康、医療、育児、介護、精神保健等、通常窓口が異なる相談を24時間毎日の体制で一度に相談できる事業であり、令和6年度の相談件数約26,500件は令和5年度より増加しており相談事業としての成果があつたといえる。また、令和6年度からはWebやFaxによる相談受付を開始し、Webからの相談が27件あった。	B			

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度	令和2年度から令和6年度					
	番号	事業名	担当課				取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況			
暮らしを支える支援の充実	再掲38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談・専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るために、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	精神疾患により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な相談支援を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	精神科医や職員による精神保健福祉相談や家庭訪問等を通じて、精神疾患のある保護者に対して、関係機関とも連携して支援を行った。 また、精神保健に関する普及啓発（令和6年度から始めたこのサポーター養成研修も含む）や地域に出向いて健康教育の出張講座を行い、精神疾患の正しい理解の普及を図った。	A	精神保健相談対応件数 令和2年度 相談4,753件、訪問105件 令和3年度 相談3,977件、訪問75件 令和4年度 相談3,577件、訪問152件 令和5年度 相談3,511件、訪問166件 令和6年度 相談3,212件、訪問178件 精神保健に関する相談は減少傾向にある。要因として、SNS等この相談ができる機関が増え、相談内容に合わせて相談先を選ぶことができるようになったこと、また医療機関へ受診でき、早期治療につながることができているのではないかと考えられる。訪問件数は増えており、必要に応じて訪問支援が行えている。今後も継続して、対象者に必要な支援が届くよう相談先の周知啓発、関係機関とも連携して重層的な支援を行う。	A		
	55	難病対策事業（医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業）	保健予防課	長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るために、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。	難病により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	令和6年度は実績なし。引き続き、ケアマネジャーや専門職による随時相談や家庭訪問を通じて、子どもの生活が安定するよう、関係機関と連携を図る。	B	令和2年度から令和6年度までの実績はなし。 乳幼児が対象の場合、他機関でケース把握をすることが多いため、適切な時期に関わりがもてるよう、連携体制の継続をしていく。	B		
	56	助産施設・母子生活支援施設への入所支援	子育て給付課	経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。 日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。	助産施設入所の申請時に、妊産婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。 母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	経済的に困窮している妊産婦に対し助産施設への入所による安全な出産環境を提供し、支援が必要な母子家庭について母子生活支援施設への入所相談を行った。今後も経済的に困窮している妊産婦や、専門的支援が必要と判断した母子家庭については、当該施設への入所とともに自立に向けた支援を行っていく。 ○助産施設 入所件数6件 ○母子生活支援施設 入所世帯〇世帯	A	助産施設は、市内1か所、県内32か所あり、妊産婦が抱える不安や悩みに寄り添い、ニーズに合った支援を行っている。母子生活支援施設は、関係機関と連携し、施設における相談・援助等の支援が必要な母子家庭の自立に向けた支援を行っている。特に、DVを理由とする入所希望については、女性相談員と一緒に聞き取りを行い、より良い支援が受けられるよう様々な視点から協議している。継続的に専門的な支援が必要と判断した母子家庭については、今後も継続的な支援を行っていく。	A		
	57	市営住宅の環境整備	住まい暮らし政策課（住宅政策課）	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	今後も継続して、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	7月と1月の市営住宅入居者募集時に、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。令和2年度～6年度募集では、募集戸数330戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が81世帯、多子世帯優遇を利用した応募が16世帯、多子世帯優遇を利用した応募が1世帯であった。	A	7月と1月の市営住宅入居者募集時に、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。令和2年度～6年度募集では、募集戸数330戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が81世帯、多子世帯優遇を利用した応募が16世帯、多子世帯優遇を利用した応募が1世帯であった。今後も優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備していく。	A		
	58	住宅確保要配慮者への支援	住まい暮らし政策課（住宅政策課） 地域福祉推進課（地域共生社会推進室）	住宅確保要配慮者への支援を図るために居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的な支援を実施します。	行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境をめざします。	住宅確保要配慮者への支援を図るため、居住支援協議会を5回開催するとともに、住宅確保要配慮者を対象とした「居住支援・住まい探し相談会」を2回実施した。居住支援法人及び協力不動産店との連携をとりながら、住まい探しの相談体制の構築に取り組み、協力不動産店が対応できる住宅確保要配慮者の属性として、性的マイノリティと児童養護施設等退所者の項目を新たに明示した。	B	取組実績 ・居住支援・住まい探し相談会 7回 51組 ・居住支援セミナー 3回 68人 居住支援法人及び協力不動産店と連携を図りながら、低所得の子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指す。	B		

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況			
	番号	事業名	担当課		令和2年度から令和6年度						
					取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況					
柱3 子どもに届く経済的支援の充実	59	児童手当の支給	子育て給付課	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	高校生年代までの児童を養育している家庭等に手当を支給した。今後も、児童を養育している家庭の生活の安定を図るために、継続して手当の支給を行っていく。 ○児童手当・特例給付 延べ児童数 617,793人 (一般分 616,562人 施設分 1,231人) 支給額 6,924,395,000円 ※特例給付は、令和6年10月の制度改正により廃止	A	令和4年度の制度改正により、原則毎年6月に提出していた現況届が不要となり受給者の負担が軽減されたが、所得制限が導入された。 令和6年10月分から、①支給対象児童の高校生年代までの拡大、②所得制限の撤廃、③多子加算の見直し、④支給回数の変更（年3回から6回へ）の制度改正が行われた。これにより、所得に関係なくすべての子どもが児童手当を受けられるようになり、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ることができた。 制度改正については、個別通知、広報紙及びホームページなどで周知を図り、申請漏れがないように周知していく。	A		
	60	ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）	子育て給付課	ひとり親家庭等または養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。 父または母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。 父または母に代わり児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部または一部が支給対象となるない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	児童扶養手当又は養育者支援金の支給を行った。また、神奈川県が実施する貸付制度の案内及び申請の受付を行った。今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていく。 ○児童扶養手当 受給者数 1,992人 (R7.3.31) 年間支給額 1,066,289,340円 ○養育者支援金 受給者数 7人 年間支給額 3,163,480円	A	児童扶養手当及び養育者支援金について、令和6年11月分から、①児童3人目以降の加算額の引き上げ、②所得限度額の引き上げの制度改正が行われた。これにより、ひとり親家庭の生活の安定が図られた。 ひとり親家庭への経済的支援の諸制度について、離婚届出時のリーフレット配付、ひとり親相談等で周知を図り、申請漏れがないように周知を行っていく。	A		
	61	特別児童扶養手当の支給	子育て給付課	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	特別児童扶養手当の申請の際に状況を聞き取り、情報提供等を行うことで必要なサービスに適切につなぎます。	政令に定める程度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を養育している方に対して、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。（認定及び支給は神奈川県） ○受給者数 738人	A	対象者が漏れなく申請できるよう、関係各課へのパンフレットの配架、広報紙やホームページ等で周知を行っていく。	A		
	62	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、経済的な負担軽減を図った。	B	令和2年度から令和6年度の各期間において、実費徴収に係る補足給付を行う事業を行った。引き続き、低所得者の経済的な負担軽減を図っていきたい。	B		
	63	障がい児福祉手当の給付	障がい者支援課	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、障がい児の生活の安定と福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 月額 15,690円 受給者人数 213人	A	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に対応しながら、事業に取り組んでいる。	A		
	再掲54	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 月額 4,000円 受給者人数 782人※20歳未満受給対象者数	A	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。毎年受給者数は増加傾向にあり、制度周知等に引き続き力を入れていく。 月額 4,000円 受給者人数 令和2年度・・・738人 令和3年度・・・740人 令和4年度・・・753人 令和5年度・・・780人 令和6年度・・・782人 令和7年度・・・800人（見込み） ※20歳未満受給対象者数	A		

●施策方針4 「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	令和2年度から令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況					
	番号	事業名	担当課										
柱1 学校教育における学力保障の取組	64	新入生サポート事業	学務保健課	小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適応させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかに行う。	担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。	小学校全35校、計43人のサポート講師を配置した。講師の確保とスムーズな任用配置が課題であり、6月～10月に計20回「学校のおしごとなんでも相談会」を実施した。今後も学校との連携と職員課等との調整、講師の確保に努め、子どもたちへのより良い支援の在り方を、総合的に検討していく。	B	小学校全35校に新入生サポートを配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適応させるための生活指導を担任とのチームティーチングによりきめ細かに行うことができた。 校長会で講師募集の周知依頼をしたり「学校のおしごとなんでも相談会」を実施したりと講師の確保に努めているが、年度途中で欠員が生じた場合の代替者の任用配置が課題となっている。	B				
	65	小学校学習支援事業	教育指導課	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立小学校全35校において実施します。	小学校学習支援事業要綱に基づき、授業中や取り出し指導も可能とした学習支援について、本格実施した。令和7年度から学習指導員から学習支援員へと名称を改め、さらに令和7年度から宿泊行事への帯同について可能とするため、実施に向けて概要の説明及び通知を行う。	B	日常の学習について、児童の基礎的・基本的な学力をより定着させるとともに、学習意欲の向上を図るために、「学習支援員」を派遣することができた。学校が長期休業中に実施する補習指導に加え（令和4年度）、令和5年度から授業中の学習支援や取り出し指導も可能とした。令和6年度は学習支援員について、1年間で約140時間を各校へ配当することができた。今後も学校教育を支援する一助となるよう努める。	B				
	66	中学校学習支援事業	教育指導課	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立中学校全19校において実施します。	中学校19校と藤沢市相談支援教室で実施することができた。生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的として、実施教科は生徒のニーズに応じて柔軟に対応するなど生徒一人ひとりの理解度に応じた学習支援を行った。学習指導員の配当時間数以上の実施を希望している学校もあったので、学習支援事業が充実するよう引き続き支援していく。 令和7年度から学習指導員から学習支援員へと名称を改めるとともに、宿泊行事への帯同について可能とするため、概要の説明及び通知を行う。	B	令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校再開時（6月～）より中学校では18校、相談支援教室で実施した。令和4年度以降は、中学校全校で実施することができた。 学校のニーズも年々高まっているので、今後も日常の学習が不足している生徒に対し、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学校が放課後及び夏季休業中等に実施する補習指導が充実するよう今後も「学習指導員」の派遣に努める。 また、不登校生徒学習支援事業についても、各学校の状況に応じて柔軟に実施できるよう、事業の充実を図る。	B				
	67	ICTを活用した学習環境の整備	教育総務課	教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT機器を活用できる環境を整備します。	ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。	ICTを活用した学習を推進するために、タイピングソフトの全校導入及び学習ソフトの研修や機器操作等の研修を実施した。これにより、ICTを活用した学習のより一層の充実が図られ、児童生徒にとってわかりやすい授業の実現につながった。 今後も教員のICT活用能力に差が生じないよう研修等を実施するとともに、令和7年度から3年間かけて1人1台端末の更新を、令和8年度においては学校ICT基盤の更新を予定しているため、計画的かつ円滑に更新作業ができるよう取り組む。	A	令和2年度から、ハード面では、1人1台端末の整備、ネットワーク増強工事、指導用端末の導入、中学校におけるプロジェクトの追加整備等を行い、ソフト面では、学習ソフトの活用の促しや教員向け研修、機器操作等の研修を実施し、ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業の実現につながった。 今後も教員のICT活用能力に差が生じないよう研修等を実施するとともに、令和7年度から3年間かけて1人1台端末の更新を、令和8年度においては学校ICT基盤の更新を予定しているため、計画的かつ円滑に更新作業ができるよう取り組む。 【課題】 1人1台端末以外のICT機器について、整備後一定年数が経過しており、故障等が増加していることが課題となっている。今後、文部科学省が示しているICT環境の整備方針等に基づき更新等について検討していく。	A				

●施策方針4 「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	令和2年度から令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況				
	番号	事業名	担当課		令和6年度							
柱2 多様なニーズに応じた支援教育の推進	68	学校生活を支えるための校内支援体制の推進	教育指導課	児童生徒に対する支援を、学校全体の課題と捉えて組織的な支援を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当教諭、スクールカウンセラー、管理職による校内児童生徒指導会議・児童生徒支援会議を充実します。	児童生徒指導上の諸課題に対し、必要に応じて関係機関との連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	児童支援担当教諭協議会兼生徒指導担当者会において、関係機関との情報共有を行い、連携を図った。また、校内支援担当者とも合同の支援・指導担当者会を2回実施した。校内の支援及び指導体制の充実を図ることができ、学校が支援や指導上の諸課題に対しての未然防止・早期発見・早期対応に努められるようにした。	B	児童支援担当教諭協議会兼生徒指導担当者会において、児童生徒に係わる生徒指導上の諸課題について情報提供をするとともに、関係機関との連携を密にした。 複雑化多様化する生徒指導上の諸課題に対して、学校が未然防止・早期発見・早期対応できる体制づくりが必要である。また、担当者会の開催時期について、次年度に向けた体制づくりができるよう計画していく。	B			
	69	特別支援教育の推進	教育指導課	特別支援教育に携わる人材の育成を図るために、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。 児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員等を対象に、基礎的基本的な内容の講義や授業づくりを通じた実践的な研修を実施した。今後も、参加者の実態とニーズに応じた内容を検討する。 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護介助員を派遣します。 特別支援学級の市立小・中学校全校設置をめざし、順次取り組みます。	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員等を対象に、基礎的基本的な内容の講義や授業づくりを通じた実践的な研修を実施した。今後も、参加者の実態とニーズに応じた内容を検討する。 教育活動の支援のため介助員派遣を行った。 本市立学校に医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を行つために学校看護師を派遣した。 湘洋中学校特別支援学級設置準備を行つた。今後も全校設置に向けて計画的に進める。	B	特別支援教育に関わる教員が、知識や技能を習得したり、指導力の向上を図ったりするために、今後も研修を継続する。 介助員、学校看護師、特別支援学級担任等、特別な教育的ニーズに対応する特別支援教育に係る人材の更なる確保に努めていく必要がある。 特別支援学級の設置は、現在小学校35校中23校、中学校19校中16校となった。今後も、全校設置を目指して計画的に進めていく。	B			
	70	日本語を母語としない児童生徒の支援事業	教育指導課	日本語指導の必要な外国につながりのある児童生徒に対して、学校からの要請に応じて、日本語指導員を派遣し、日本語学習及び学校生活への適応を支援します。 国際教室の指導方法を各学校へ広めるなど、日本語指導を必要とする児童生徒が早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方や、仕組づくりに努めます。	日本語指導員を派遣し、児童生徒の日本語の習熟度に応じた日本語指導及び学校生活への適応を支援します。 国際教室の指導方法を各学校へ広めるなど、日本語指導を必要とする児童生徒が早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方や、仕組づくりに努めます。	・日本語指導員の派遣実績としては、小・中学校あわせて40校であり、その他、通訳、翻訳の依頼に適宜対応した。 ・課題としては、外国につながりのある児童生徒数やその比率が増加傾向であり、指導方法や形態、初期の集中指導等工夫が必要である。 ・今後の取組としては、引き続きアセスメントを取り入れ、適正な指導時数を配当し予算の有効活用を図るとともに、日本語が全くできない児童生徒については、巡回による初期集中指導の実施及び日本語指導教室への通級も知らせ、支援に努めていく。	B	日本語指導が必要な児童生徒には、日本語指導コーディネーターによるアセスメントを実施し、習熟度に応じた配当時間を決定することができた。日本語指導員を派遣し、日本語指導を行うことについて学校現場でも定着が見られるようになった。また、日本語指導教室については、令和2年度には、0人だったが、令和6年度では6人通級できている。他にも保護者面談等の通訳、学校の文書の翻訳等も適宜行うことができた。 外国につながりのある児童生徒数の比率が増加傾向にあり、指導方法の形態、初期の集中指導等の工夫が必要である。	B			
	71	不登校児童生徒対策の推進	教育指導課	不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校との連携を図り、未然防止・早期発見・早期対応を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図る等、各種取組を行い登校に向けての支援を行います。	不登校児童生徒を持つ保護者を対象に、おしゃべりひろばを実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。 フリースクールと学校の連絡会を実施します。	おしゃべりひろばについては、令和6年度も4回開催し、延べ26人の参加があった。同じ悩みをもつ保護者どうしの情報共有の場となった。来年度も継続して開催していきたいと考えている。 フリースクール等情報交換会を、令和6年度も2回開催した。1回目は市教育委員会とフリースクール等関係機関との連携を深めることを目的にし、2回目は学校教職員も参加し、より充実した情報交換を行うことができた。来年度も2回開催とする予定である。	B	おしゃべりひろばについては、参加者の延べ人数が令和2年度の12人から26人に増加しており、保護者同士の情報共有の場が求められている。参加した保護者がそれぞれの思いを十分に語れるよう、開催方法や開催場所の工夫が必要である。 フリースクール等情報交換会は、引き続き年間2回開催しかし、2回目については希望する教職員の参加もできる形を、今後も継続していきたい。	B			
	72	藤沢市教育応援基金の活用	教育総務課	教育応援基金は、次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るために設けている基金で、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。	給付型奨学金事業だけでなく、教育の機会均等の環境整備のための事業への活用を検討します。	令和6年度は8,697件158,709,541円の寄附があり、利子収入と併せて158,977,436円の基金収入があった。 このうち、27人に対して9,751,330円を給付型奨学金として活用し、経済的に大学等への進学が困難な学生に対する奨学金給付事業の円滑な運営が図られたほか、学校図書館の充実を図り、児童生徒用の図書購入費に32,401,780円（小学校：21,439,035円、中学校：10,918,393円、特別支援学校：44,352円）、ICT教育の推進を図り、教育情報機器関係費に36,954,720円を活用した。 今後も教育環境の充実を図る様々な事業に活用していく。	A	給付型奨学金事業については、国による高等教育の修学支援新制度に伴い、2人程度としていた採用人数を令和2年度募集以降6人程度に拡大したことにより、より多くの子どもたちの修学支援につなげることができた。 基金の状況を踏まえ、令和7年度からは募集人数を8人程度に増やし、修学支援の拡大を図る。 また、学校図書館の充実やICT教育の推進を図るなど、様々な教育環境の整備に活用した。 引き続き蔵書率の確保及び学校図書館の充実をはじめ、教育環境の充実に向けた様々な事業に活用していく。	A			
柱3 教育機会均等のための環境整備	73	要保護準要保護児童生徒援助事業	学務保健課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	子どもの貧困対策としての制度づくりを念頭に、支給費目等について見直しを検討していきます。	市立小・中学校等に在籍する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者2,395人、生徒の保護者1,407人に対し、学用品・通学用品購入費、中学校入学準備金、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、卒業アルバム購入費、めがね購入費の一部を援助した。 また、令和7年4月に小学校新1年生となる未就学の児童のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者330名に対し、小学校入学準備金を令和7年1月と3月に支給した。	A	市立小・中学校等に在籍する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、学用品・通学用品購入費、中学校入学準備金、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、卒業アルバム購入費、めがね購入費の一部を援助した。 また、4月に小学校新1年生となる未就学の児童のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、小学校入学準備金を支給した。	A			

●施策方針5 「修学、就労、自立に向けた支援をする」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	令和2年度から令和6年度 事業達成状況	事業達成状況	
	番号	事業名	担当課		令和6年度			
子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実	74	子ども・若者自立支援事業	青少年課	子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。	青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。	「ユースワークふじさわ」と連携し、社会的自立を目指す若者の社会参加プログラムのひとつとして、藤沢青少年会館・辻堂青少年会館・少年の森でボランティアを受け入れる環境を整えてきた。 令和5年度から「ユースワークふじさわ」の事業者が変更になったことから新たに連携を図る調整を行った。 【藤沢青少年会館】 参加者：1人 【辻堂青少年会館】 参加者：0人 【少年の森】 参加者：0人 新たな事業者との連携強化に努め、これまでどおり全施設でボランティアを受入れ、自立を目指す若者の社会体験、就労体験などの支援を図ることが課題である。	A 「ユースワークふじさわ」と連携し、社会的自立を目指す若者の社会参加プログラムのひとつとして、藤沢青少年会館・辻堂青少年会館・少年の森の3施設でボランティアを受け入れる環境を整えてきた。課題としては「ユースワークふじさわ」運営事業者が令和5年度に変更になったことで、改めて事業者と連携・調整を図ったが藤沢青少年会館・辻堂青少年会館・少年の森における施設利用者に対する見守りボランティアへの申込数は減る結果となった。新たな事業者との連携強化に努めるとともに、単発事業における受入れも検討する等、引き続き、自立を目指す若者の社会体験、就労体験などの支援を図る。 また、少年の森については、準備期間を経て令和4年度より独自のボランティア組織「少年の森たいしきクラブ」を発足。親子参加も多く、子どもも主体的に活動し成長する姿が見られている。広い周知と新規加入者の獲得が課題。	A
	75	ユースサポート・ユースワークふじさわ	産業労働課 青少年課	ニート、引きこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細やかな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。	保護者セミナーや市民センターでの出張相談等を実施し、不安を抱える若者や保護者が相談できる場を充実させるとともに、自立や就労に向けたプログラムを充実させていきます。また、市の関係部課や民間の様々な教育機関・関係機関等と密に連携をとり、一人ひとりに必要な支援を行います。	【ユースサポートふじさわ】 ひきこもり等の困難を有する若者やその家族に対して、適切な支援を受けられるよう、福祉や医療などの関係機関への引き継ぎを行うなど、社会的自立に向けた支援としての第一歩につなげることができた。義務教育終了後の進路未決定者等への早期かつ切れ目ない支援を実施するため、学校教育相談センター等と連携して就学中からの支援を進めていく。（登録者数：1,48人、相談延べ人数：1,666人、関係機関との連携：379件） 【ユースワークふじさわ】 自立や就労に困難を有する若者やその保護者を対象として、専門スタッフによる相談や各種支援プログラムを実施し、主的な就職活動に取り組めるよう支援した（登録者数：1,48人、相談延べ人数：1,666人、プログラム等参加延べ人数：1,686人）。就職氷河期世代への支援や長期化・高齢化するひきこもり、長期無業者に対しての支援が課題となっており、今後も関係機関と連携を図る必要がある。	B 若年者の自立・就労支援のため、相談、プログラムの充実、保護者セミナー等の実施、就労体験等の受入れ先の確保、及び関係機関との連携・ネットワークづくり等受託者と連携し事業を進めた。今後も広報紙やSNSなど様々な媒体を活用して情報発信を行い、新規利用者を増やしていくとともに、就職氷河期世代の利用者に対しては、複合的な問題を抱えている方も多いことから、福祉や医療などの関係機関と連携して困難を抱えた方達の様々な課題に取り組んでいく。支援対象者が1つ1つ課題をクリアすることにより就職活動に集中できる環境を整え、引き続き自立に向けた支援を行っていく。	B
	76	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による教育支援）	生活援護課	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、36人に教育支援を実施した。 子ども支援員は、家庭訪問110件、所内面談291件、電話相談723件など、延べ2,135件の活動を行った。 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち寄り添い方の支援を実施する。	B 生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、計画期間の5年間において教育支援を211人、日常生活支援を145人に実施した。 子ども支援員は、家庭訪問169件、所内面談249件、電話相談621件など、延べ2,070件の活動を行った（家庭訪問、所内面談、電話相談、延べ件数については5年間の平均にて算定）。 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち寄り添い型の支援を実施する。	B
	77	高等学校就学及び就学継続のための相談と支援（子ども支援員）	生活援護課	子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高校進学への動機づけ、高校等に関する的確な情報提供など、生活保護世帯等の子どもや保護者が高校進学等に意欲を持つよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。高校入学後は、子ども自身が主体的に高校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。	子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。	卒業、進学に向けて通学状況や家庭に課題がある中学3年生には、子ども支援員とケースワーカーが学校等関係機関と連携して進学手続き等の支援を行い、卒業時点で進路決定率は98%であった。 高校3年生の進学希望者にも進学に向けた支援を行い、21人が進学を果たした。また在学中の高校生に対しては、中途退学防止に向けた支援を行い、進級率は87%であった。 今後も引き続き、中学卒業者の進路決定率100%、高校中退者減少を目標にきめ細かな寄り添った支援を実施する。	B 卒業、進学に向けて通学状況や家庭に課題がある中学3年生には、子ども支援員とケースワーカーが学校等関係機関と連携して進学手続き等の支援を行い、卒業時点で進路決定率はこの5年間で96%であった。 高校3年生の進学希望者にも進学に向けた支援を行い、90人が進学を果たした。また在学中の高校生に対しては、中途退学防止に向けた支援を行い、進級率は90%であった。 今後も引き続き、中学卒業者の進路決定率100%、高校中退者減少を目標にきめ細かな寄り添った支援を実施する。	B
	78	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	地域福祉推進課 (地域共生社会推進室)	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高校進学に向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高校進学のための説明会等への同行支援も積極的に行います。	利用状況 北部地区35人 東部地区72人 西部地区39人 御所見地区16人 利用した中学3年生19人すべてが合格した。 今後も、関係機関と連携しながら、支援を必要とする子ども及び保護者への更なる周知、学習支援事業所の利用が定着しない子どもへの支援を行う。	B 【評価】 令和3年度からは新たに御所見地区に学習支援事業所を開設し、市内4か所で学習の場の提供や居場所としての役割を担った。 利用した中学3年生については毎年100%高校に合格している。 【課題】 学習面以外の課題を抱えている場合もあり、背景にある世帯の課題も見受けられるため、世帯全体に対した包括的な支援が必要である。	B

●施策方針5 「修学、就労、自立に向けた支援をする」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度		事業達成状況	事業達成状況			
	番号	事業名	担当課		令和2年度から令和6年度						
					取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況					
柱1 子ども自立若者支援に の対応する充実する修学・就労・	79	奨学生給付事業	教育総務課	大学等への進学を希望している高校生等を対象に、返済の必要がない奨学生の給付を行います。	2020年度（令和2年度）から始まる国の高等教育の就学支援新制度を補完する形で、事業の見直し・拡充を図ります。	27人に対して給付型奨学生を支給したほか、新たに8人の奨学生を採用し、大学等への進学を支援することができます。今後も、経済的理由により進学を断念することなく、大学等で修学ができるよう、奨学生の募集・選考を行う。	A	国による高等教育の修学支援新制度に伴い、2人程度としていた採用人数を令和2年度募集以降6人程度に拡大したことにより、より多くの子どもたちの修学支援につなげることができた。 基金の状況を踏まえ、令和7年度からは募集人数を8人程度に増やし、修学支援の拡大を図る。 今後も国の動向等を注視しながら、制度の充実を図り、子どもたちの修学支援に努めていく。			
	80	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化	子ども総務課（子育て企画課）	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化を図ります。	児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という大きな2つの試練に直面します。例えば、職場に就けず、仕事と住み込み先や寮などの居住場所を同時に失い生活困窮に陥るなどの様々な課題が存在します。児童養護施設を退所した後も、社会的自立に向けた支援が途切れないと想定しては終了とする。	令和2年度まで、神奈川県に対して、自立援助ホームやステップハウスの開設促進等について要望（次年度予算に向けた要望）を行ってきたか、県としては当該要望に沿った事業実施は行わないとの考えが示されたため、現時点での取組としては終了とする。		令和2年度まで、神奈川県に対して、要望を行ってきたか、県としては当該要望に沿った事業実施は行わないとの考えが示されたため、事業としての取り組みは終了した。			
柱2 保護者に対する就労・自立支援の充実	81	ひとり親家庭への就労支援	子育て給付課	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を得る場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。 厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。 最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、修了時と認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。	ひとり親家庭の相談の中で相談者の必要に応じ、母子・父子自立支援員がジョブスポットふじさわに同行するなど、関係機関との連携を図りながら、就労及び自立に向けて継続的な支援を行ってきました。今後も制度周知を図るとともに、就労の確保及び自立に向けて継続的な支援を行っていく。 ○自立支援教育訓練給付金 9人 3,208,374円 ○高等職業訓練促進給付金 41人 46,429,500円 ○高等職業訓練修了支援給付金 18人 750,000円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 受講開始時給付金 0人 0円 受講修了時給付金 0人 0円 合格時給付金 0人 0円	A	自立支援教育訓練給付金について、令和6年8月に所得要件が撤廃され、母子・父子自立支援プログラムの策定が支給要件となったことから、対象者の更なる自立促進が図られた。高等職業訓練促進給付金について、対象資格の拡大や修業期間の緩和措置、看護師・介護福祉士・保育士の資格取得者への上乗せ支給により、資格取得を目指す対象者が増加した。（令和2年度19人、令和6年度41人） 今後もひとり親相談や児童扶養手当の現況届等で周知を行っていく。			
	82	生活保護世帯への就労支援	生活援護課	就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。	就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。	就労支援相談員とケースワーカーがハローワークと連携し、就労可能な生活保護利用者134人に対して就労に向けた支援を行い、87人が就労開始や収入増加につながった。 今後もハローワークとの連携を強化し、支援対象者を増やし能力や実情に応じた適切な就労支援を実施する。	B	就労支援相談員とケースワーカーがハローワークと連携し、就労可能な生活保護利用者645人に対して就労に向けた支援を行い、377人が就労開始や収入増加につながった。 今後もハローワークとの連携を強化し、支援対象者を増やし能力や実情に応じた適切な就労支援を実施する。			

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度	令和2年度から令和6年度					
	番号	事業名	担当課								
柱1 子どもが啓発・役の機運醸成共生社会に向け	83	支援できる地域づくりの機運醸成	子ども総務課（子育て企画課）	地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者を見守り、支援できる地域づくりの機運醸成に向けて、地域住民がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。	地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを行い、子ども・若者、子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取組につなげます。	令和6年度は、令和5年度に続き、市内で子どもの居場所を運営している市民団体との協働事業として「子どもの居場所スタートアップサポート事業」を実施した。市民団体との協働により、行政だけでは伝えることができない「子どもの居場所運営のノウハウ」や、行政として伝えたい「子どもの居場所の重要性」をこれから子どもの居場所を始めた方にに対して、共有することができた。 令和5年度及び令和6年度の事業参加者数74名（全4期）のうち、居場所の運営事業に携わっている計41名（うち6名は居場所開設準備中）の活動状況をフォローアップすることで、事業の成果を持続可能なものとする取組を続けていた。 さらに、立ち上げた居場所の継続、周知のために「ふじさわ子どもの居場所ネットワーク」を立ち上げ、居場所を運営する方たちの交流の機会や学びの場を企画することで、支えあえるネットワークを構築し、支援できる地域づくりの機運醸成を図ることができている。 令和7年度以降は、協働体制等、継続的な事業実施に向けた協議を市民団体と行いながら、事業を継続していく。	A	令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、子どもの居場所に関するシンポジウムを計画するも中止とした。 令和4年度については、川崎市こども夢パーク元所長の西野博之様と元藤沢市教育長の吉田早苗様にゲストとしてお越しいただき、映画上映会＆トークセッション「子どもの居場所を考える～私たちは子どもたちになにができるか～」を実施し、市民と子どもの貧困や子どもの居場所について考える場の提供ができた。 令和5年度及び令和6年度については、市民団体との協働により「子どもの居場所スタートアップサポート事業」を実施し、子どもたちが自分らしくいることができる、多様な子どもの居場所を増やしていくという課題を解決していくために、新たに子どもの居場所を始めた方に向けたワークショップを行った。計画期間を通しての評価としては、コロナ禍もあり、シンポジウムやワークショップについては、実施することができない年度もあったが、令和4年度以降については、子どもの居場所にフォーカスしながら、市民との課題の共有や、課題解決に向けたワークショップの実施などを行うことができたことから、一定の目標は達成することができたと考えている。	A		
柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援	84	公益的市民活動助成事業	市民自治推進課	市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体の組織基盤を強化するための取組対象として、公開プレゼンテーション等を実施する中で審査し、選定した団体に対して助成します。	協働事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	令和2年度から市民協働推進事業と一本化し「ミライカナル活動サポート事業」として取組を実施。各コースの実施団体数は、スタート支援コースは3団体、ステップアップ支援コースは1団体。協働コース（2年間の事業）は令和5年度事業開始団体が1団体、令和6年度事業開始団体が1団体。スタート支援コース・ステップアップ支援コースでは、採択団体を対象に、補助金の交付のほか、採択事業の実施や継続的な活動のための伴走支援講座・相談会等、市民活動団体への支援を行った。令和7年度は補助金額を減額しての実施となるが、補助金以外の支援の充実を図る。	A	市民活動を支援する制度として、令和2年度から実施した「ミライカナル活動サポート事業」は、従前の助成事業制度と協働事業制度を一本化したことで、団体の立ち上げから事業の発展、協働による事業展開まで、市民活動団体の成長段階に応じたコースを選択できることとなり、団体育成が強化された。また、3年後の未来を具体的にイメージする申請形式としたことにより、課題であった市民活動団体の発展性及び継続性の向上に繋がった。さらに、活動費の補助の他、伴走支援講座や相談会、協働コーディネーターによるアドバイス、広報媒体への掲出を実施することで、市民活動団体の支援を充実させることができた。	A		
	85	市民協働推進事業	市民自治推進課	マルチパートナーシップの考えに基づいて、市民活動団体等と行政との協働による施策及び事業を進めるための啓発活動及び事業提案制度など体制整備を行い、市民ニーズへきめ細かく対応し、地域の課題を効果的に解決することをめざします。	助成事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	令和2年度から公益的市民活動助成事業と一本化し「ミライカナル活動サポート事業」として取組を実施。各コースの実施団体数は、スタート支援コースは3団体、ステップアップ支援コースは1団体。協働コース（2年間の事業）は令和5年度事業開始団体が1団体、令和6年度事業開始団体が1団体。協働コースでは、採択団体に対する補助金等交付のほか、協働コーディネーターによる団体のマッチング支援や事業計画へのコンサルティング等の市民活動団体への支援を行った。令和8年度に事業を一部見直すため、令和7年度の募集は停止する。	A	計画期間の5年間において、スタート支援16団体、ステップアップ支援13団体、協働7団体の事業を支援した（重複団体あり）。また、25回の伴走支援講座、10回の相談会、通年で協働アドバイス等を行った。 【課題】 協働コースにおける行政との協働のマッチングを促進するため、団体側に市の課題を団体に伝える工夫、職員側の協働意欲の向上が課題。	A		
	86	地域まちづくり事業の推進	市民センター	地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。	地域の人材発掘としては、六会人材センター推進事業、片瀬地区人材・情報バンクセンター事業、小・中学生地域活動参加促進事業（明治地区）、地域人材発掘・育成事業（長後地区）、地域サポート育成事業（湘南台地区）があるほか、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。こうした各地区的事業は、市が実施、支援等を行うものであり、地区集会等での意見を踏まえ、毎年見直しを行いながら進めます。	各地区的実情に合わせ、地域で活動したい人と地域の人材を求める団体等とのマッチングを行うなど人材発掘に向けた事業を展開した。 一方で、チームFUJISAWAなど全市的なボランティア人材のマッチングに関わる取組が活発化してきていることから、片瀬地区人材・情報バンクセンター育成事業が令和6年度をもって廃止することとなった。	B	各地区的実情に合わせ、地域で活動したい人と地域の人材を求める団体等とのマッチングに関わる事業を展開した。 今後は、チームFUJISAWAなどの取組と地域の課題解決を結び付けていく必要がある。	B		
	87	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	親子すこやか課（子育て企画課）	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。	市内全13地区にて地域版「子育て応援メッセ」を開催し、目標を達成できた。公民館からの講師派遣依頼への対応も、滞りなく行うことができた。 引き続き全地区での子育て応援メッセ開催を目指し、開催をしていくようにアドバイザーの講師派遣に応じる等、支援を継続していく。	A	新型コロナウィルスの影響で、令和2年度は5か所のみでの実施であった「子育て応援メッセ」であるが、徐々に開催地区をひろげ、令和5年度以降は、目標としていた全13地区での開催を達成することができた。 今後も、身近な地域で子育て家庭を支えていくため、自主的にメッセに参加している団体が継続的に活動していくよう連携を図っていく。	A		

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	令和2年度から令和6年度 事業達成状況	事業達成状況			
	番号	事業名	担当課							
			事業達成状況							
柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援	88	子育てボランティアの養成	親子すこやか課 (子育て企画課)	子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育てボランティアを養成するため、9月に「子育てボランティア養成講座」を開催し、8人が新たに子育てボランティアへ登録した。 ボランティアの人数は充足しているものの、地域によりボランティアの人数に大きな偏りがあることが課題。今後は北部地区等限定し養成講座を開催するなどして、子育てボランティアの人材育成及び確保を行っていく。	B	計画期間において毎年50人以上のボランティアに協力いたしました。人数は充足しているものの、ボランティアの多い南部地区では、希望しているにもかかわらず入れない方もいる。 一方、特に北部地域でのボランティアを希望する方が不足している現状があるため、地区を定めて新規のボランティアを募集し養成講座を開くなどして、偏りをなくしていくことが必要である。	B	
	89	地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり	地域福祉推進課 (地域共生社会推進室)	市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、担い手の育成を推進するための仕組の構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。	地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。	ケアラー・ヤングケアラーを切り口に、各種啓発や、連携のための研修会を行った。地域団体や教員との連携を深め、児童や子育て世代の親が抱える困りごとを発見した時に、地域のネットワークでつながる体制を目指し、取り組んだ。 ・子育て応援メッセへの参加（藤沢・長後・六会・村岡）。 ・ダブルケアや介護に関する啓発 ・ヤングケアラーに関する情報提供（民生委員・児童委員など） ・ケアラー及びヤングケアラーに関する出張講座を開催。 ・自治会による登校前の時間帯での小学生の預かりボランティア活動の実施に当たっての相談支援。 ・村岡中学校及び長後中学校において、地域の事業者から活動を紹介してもらい、福祉を考える総合学習を実施。 ・孤独孤立をテーマとしてシンポジウムを開催。	B	【評価】 ・13地区において地域資源の発掘やネットワークづくりのための会議を開催し、子どもを含めた見守りの体制づくりや各種啓発を行った。（会議開催：各地区4回程度/年） ・ケアラー・ヤングケアラーに関する啓発活動や研修を行った。（子育て応援メッセへの参加：3回程度/年、研修会2回程度/年） ・地域団体による子どもの居場所づくりなどの自主活動への相談や支援を実施。（相談件数：2～3件程度/年） ・中学校の総合学習の時間を通じて地域における若年層の福祉の理解を広げた。 【課題】 ・自主活動に対する支援策について、多様な活動内容に対応できるようメニュー（予算、場所、備品、ボランティアなど）の充実を検討する必要がある。 ・ひきこもりやヤングケアラーなど、福祉課題は複雑化・複合化しているため、地域や学校との連携を深めた多角的な支援の検討が必要になっている。	B	
90	農福連携による「食材の提供」	地域福祉推進課 (地域共生社会推進室) 農業水産課	農家の方々からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、市社会福祉協議会、JAさがみの協働した取組を行います。	子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JAさがみ、市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。	JAさがみ、市社会福祉協議会と連携した食材提供の実績 <令和6年度> ・生産者からわいわい市に提供（農福連携事業実施回数）：47回（うちフードバンクふじさわ実施分12回） ・食材提供先（提供団体延べ）：164団体（うちフードバンクふじさわ12団体） <令和5年度（参考）> ・生産者からわいわい市に提供（農福連携事業実施回数）：47回（うちフードバンクふじさわ実施分12回） ・食材提供先（提供団体延べ）：198団体（うちフードバンクふじさわ12団体） 令和4年度から提供先に「NPO法人フードバンクふじさわ」が加わり、提供を受けた食材を一人暮らし大学生及びひとり親家庭に配布している。	B	【評価】 ・社会的な問題意識の高まりにより、食材寄附・フードドライブへの協力が一定的に得られている。 ・食材を必要としている子ども等への提供について、NPO等との連携により継続的な支援ができる。	B		

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度	令和2年度から令和6年度					
	番号	事業名	担当課				事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画			
柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援	91	地域の縁側等地域づくり活動の推進	地域福祉推進課（地域共生社会推進室）	市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、些細な困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	<令和6年度> ・地域の縁側事業実施団体を対象とした研修会の実施 ・地域の縁側（基本型）新規団体の募集（令和7年4月開始2団体） ・地域の縁側事業開始10周年記事広報掲載 市社会福祉協議会と連動して、地域の縁側事業実施団体に向けて補助金の交付や活動へのアドバイスなどの支援を行った。 既存の縁側にヒアリング調査を行い、実態と課題の把握に努めた。	B	【評価】 ・支えあいの地域づくりを推進するために、身近な居場所の必要性が高まるなかで、地域の縁側を市内各地に展開し、運営団体を継続的に支援している。 ・地域の縁側開設数：市内39箇所（2025.4.1時点） ・地域の縁側利用者数（令和2年度：21,552人、令和3年度：35,037人、令和4年度：51,917人、令和5年度：61,406人、令和6年度：66,107人） 【課題】 ・地域の縁側利用者数については、増加傾向にあり、認知度の向上が見込まれるのと同時に、何らかの居場所を必要とする市民も増加の傾向があると考えられ、地域の縁側事業のみならず、居場所事業全体を視野に入れた整備を進めていく必要がある。	B		
	92	空き家利活用の推進	住まい暮らし政策課（住宅政策課）	「藤沢市空き家対策基本方針」に基づき、空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置及び空き家の利活用の推進などの空き家対策を行います。	空き家の利活用に向けては、空き家の改修工事費等に対する補助や、空き家所有者と地域貢献事業等を目的とした利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	空家移動相談会を2回開催し、所有者等の事情に即した空家に関する個別相談に対応するとともに、空家の所有者向けに空家セミナーを3回開催した。空家利活用事業補助金制度については、翌年度の募集に向けて周知方法や事業スケジュールの見直しを行った。また、全国版空家バンクの運用を開始した。 空家所有者の活用の意向がないことが多く、マッチング制度は利活用希望者の登録はあるものの、利用可能な空家の登録状況がない状況にある。 相談会やセミナーの実施、空家利活用事業補助金の募集や全国版空家バンクの周知等により空家の利活用を促進する。	C	令和2年度に「藤沢市空き家対策計画」を策定し、計画に基づき相談会及びセミナーを継続して実施することができた（実施回数及び参加人数は、相談会が延べ9回918人、セミナーが延べ15回507人）。また、空家利活用補助金を活用した事業が1件実施された。 空家は今後も増加が見込まれているため、貸し手不足の課題に対し、引き続き、空家に関する発生抑制や適正管理の取組を進めるとともに、利活用の啓発事業等を行っていく必要がある。 【C評価の理由】 ・空家利活用事業補助金制度の実績が5年間で1件だったため。 ・空家マッチング制度の空家登録がない状況が続いたため。	C		
柱3 多様な体験の充実	93	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	子どもたちが様々な遊びなどの体験や異年齢での交流ができる機会を提供するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を実施します。	学習室の開放事業を実施して学習の場を提供するとともに、体育室の開放事業としては、子どもが参加しやすい卓球やバドミントン等を実施します。	■学習室開放事業 延べ参加人数：778人 藤沢、六会、遠藤、長後、湘南大庭 ■卓球・バドミントン 延べ参加人数：2,060人 鷺沼、村岡、六会、湘南大庭、湘南台 そのほか、「ラジオ体操」や「ローリングバー」などバラエティスポーツの種目も開放事業を実施し、多様なスポーツへの理解を深める機会の提供と、参加者同士の交流や健康増進を図った。	A	計画期間中に新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期が含まれており、開放事業自体の中止や、定員制限や事前申込の方で縮小して実施したことが多かった。新型コロナウイルス感染症が5類に変更されて以降の令和5年度は、参加者も戻ってきてている。令和7年度からの公民館と市民センターの一括化後も引き続き、各市民センターにおいて参加者同士の交流や健康増進を図るために気軽に訪れることができる開放事業を実施していく。	A		
	94	アウトリーチ事業（学校訪問事業）	文化芸術課	合唱指導、卒業制作指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をとおして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことをめざします。	令和6年度は、市内の小・中学校、高等学校22校、合計で3,296人の児童・生徒に一流的のアーティストによる鑑賞体験や演奏体験を届けることができた。 子どもたちにとって普段なかなか聞くことのできない、本物の生の音楽に触れる体験は、貴重な経験であり、今後も継続して実施していきたい。	A	学校訪問事業実績： 令和2年度 13校 2,058人 令和3年度 11校 1,431人 令和4年度 18校 2,644人 令和5年度 21校 2,950人 令和6年度 22校 3,296人 学校でも本事業が定着してきており、少しずつ実施校も増えている。劇場で行う公演は関心のある方に限られてしまうが、直接多くの子どもたちに本物の鑑賞体験、演奏体験を提供することは文化振興を図るうえで重要な事業であり、今後も継続していきたい。	A		
	95	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリー・コンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	身近な場所で親子一緒に楽しむことができる鑑賞の機会を絶やさず提供していきます。	みらい子どもフェスタをはじめ、こどもオペラやワンコイン・コンサートなど、親子で音楽や舞台を楽しむ機会を提供することができた。また、親子落語教室では、鑑賞するだけでなく落語の体験型ワークショップも開催した。 子どもの時から良質な音楽や演劇、アートに触ることは文化芸術の振興に必要不可欠であることから、継続して鑑賞機会の提供に努めていく。	A	令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症により、中止となる事業もあったが、ワンコイン・コンサートを始め、子ども向けの音楽・演劇事業を継続的に実施することができた。 また、令和5年度からは新たに「こどもオペラ」を実施し、親子で一緒に楽しめる公演の拡充を図ることができた。 藤沢市民会館の再整備が控えている中で、休館中も継続して親子で鑑賞できる公演を維持していくことで、文化芸術の振興、青少年の健全育成に寄与していきたい。	A		
	96	学校体育施設開放の充実	スポーツ推進課	子どもに親しみのある小・中学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	校庭、体育館、プールなどの学校体育施設を有効活用し、子どもが気軽にスポーツができる環境整備を図ります。	市内小学校（35校）及び中学校（19校）の体育施設の開放を実施した。また、4～6月頃に年に一度、各学校ごとに行われる学校施設市民利用運営協議会の会議に出席し、利用者・校長等の意見聴取を実施した。 利用者側と運営側の利用手続きにかかる負担を減らすことが課題である。 ●令和6年度利用実績（延べ） 校庭：172,532人 体育館：106,134人	B	小・中学校の体育施設の開放を実施し、スポーツ活動の充実、心身の健全育成に概ね寄与している。関係者の事務負担を減らすことは課題であるが、運営協議会ごとに運営方法が異なるなど、改善に向けて今後も継続した検討が必要になる。また、老朽化する体育施設や備品等の修繕・新規購入等により、安全に利用できる環境づくりを目指していく。	B		

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

施策の柱 番号	個別事業に対する評価			事業内容	取組の方向	令和6年度		令和2年度から令和6年度		事業達成状況				
	事業名	担当課	事業内容			取組実績、課題及び今後の事業計画		事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画					
						事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画		取組実績、課題及び今後の事業計画					
柱3 多様な体験の充実	97	ブックスタート事業	総合市民図書館 (親子すこやか課 (子育て企画課・健康づくり課))	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ぶれあう時間を持つきっかけをつくります。	子育て支援の施策の1つとして、絵本を介して子どもとその保護者がかけがえのないひとときを過ごすことを応援するとともに、「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの豊かな心と健やかな成長を育むため、1歳6か月のすべての子どもとその保護者に対してブックスタート事業を実施します。また、会場において子育てに関わるリーフレット類を配布します。	ブックスタート本来の実施方法に戻して読み聞かせを再開した。健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布は予定どおり実施できた。(配布人数2,952人)ボランティア交流会、研修会をともに開催した。今後も実施方法などについて、関係各課と連携しながら検討していく。	A	新型コロナウィルス感染症の影響で本来の読み聞かせができなかった時期もあったが、健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布については予定どおり実施できた。また、新型コロナウィルス感染症の影響によりボランティア登録者が減少したため、新規登録者の募集を行い、令和6年度については24名の新規登録があった。疾患等の理由で、健診にこれない方への対応を引き続きしていくことが課題となる。	A					
	98	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。	子どもと子どもに関わる大人に向けて、誰でも参加できるおはなし会などを開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。	4市民図書館11市民図書室においておはなし会を開催した。会場が狭く定員に制限がある図書室では市民センター施設で開催した。ボランティア交流会は、計画どおり4回開催し、各図書館、図書室での取組などについて図書館職員とボランティアとの間で情報共有を行うことができた。また、研修会も計画どおり開催した。今後もボランティアと連携しながら子どもたちが本に親しむ機会を提供できるよう取り組んでいく。	A	新型コロナウィルス感染症の影響もあって以前より開催回数は減少したものでの、おはなし会を実施することができた。研修会については対面での開催ができない時期にはオンライン形式に変更するなどして開催し、常に情報発信をすることができる。今後もより良いおはなし会の開催のため、ボランティア交流会及び研修会等の実施については、内容の充実について検討していく。	A					
	99	技能振興関係事業	産業労働課	ものづくりなどの技能職に关心を持ってもらえるように、若年者を対象とした技能職職場体験を実施します。また、技能者の後継者育成及び技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による職場体験や講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	9つの技能職団体(菓子組合・左官業組合・電気工事工業組合・神奈川土建一般労組湘南支部・生花商組合・湘南建設組合・畳組合湘南・洋裁組合・湘南内装表具師会)が市内の小学校1校、中学校4校に訪問し、技能の披露や体験教室を実施した。技能職職場体験は1件(1名3日間)実施した。今後も技能者に対する理解を深める事業を実施したい。	B	対象者の将来の選択肢の拡大や技能職の担い手確保などを目的に、職人版インターンシップや学校訪問事業、職場体験を実施した。コロナ禍において実施が難しい期間もあったが、実施可能な技能振興事業を藤沢市技能職団体連絡協議会と協議・検討し、学校数や1回あたりの参加人数を制限するなどの対策を行ながら事業を実施した。今後もこれらの事業を進めるに当たり、受け入れ団体の拡大や事業自体の周知強化が課題であることから、早期の情報提供に努める必要がある。	B					

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

施策の柱	個別事業に対する評価			取組の方向	令和6年度		令和2年度から令和6年度			
	番号	事業名	担当課		取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	取組実績、課題及び今後の事業計画			
							事業達成状況			
柱4 すべての子ども・若者を包摂する居場所・つながりの確保	再掲 25	放課後子ども教室推進事業	青少年課	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	既存の放課後子ども教室においては、学校や地域ボランティアの見守る人と調整し、実施日を増やすことで利用人数の増加に繋げることができた。また、市内実施校の拡充に向けて令和6年11月から新たに2校で試行実施を行い、いずれの放課後子ども教室においても適切な運営ができた。 ○小糸小学校 開所日数：187日 延べ利用児童数：2,385人 ○亀井野小学校 開所日数：180日 延べ利用児童数：5,763人 ○富士見台小学校 開所日数：31日 延べ利用児童数：530人 ○御所見小学校 開所日数：74日 延べ利用児童数：2,305人 ○善行小学校 開所日数：80日 延べ利用児童数：2,208人 ○新林小学校 開所日数：13日 延べ利用児童数：591人 ○天神小学校 開所日数：11日 延べ利用児童数：374人	A	【評価】 長期間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により既存の放課後子ども教室事業の実施について活動自粛となるなど、実施小学校との連携強化にとどまっていたが、令和5年度に2校、令和6年度も2校の計4校の新規設置に向け、関係機関と調整し試行実施を行うことができた。 【課題】 設置校の拡大において、実施場所や担い手の確保が大きな課題である。拡大に当たっては、学校や地域の意見を取り入れ、保護者及び児童・従事者が安心して活動できるよう検討を重ね、適切な運営につなげる。	B		
柱5 連携学・校協・働家庭の庭推・進地域の	再掲 26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	指定管理者による施設の管理運営や様々な事業を実施することで、青少年の居場所の充実を図ります。また、各施設の特性や地域性を活かした事業を展開することにより、地域で活動する人材の発掘や団体の交流を図ります。さらに、地域子どもの家・児童館等については、開園時間の延長や飲食等の新たな取組について検討を行います。	B	【青少年会館】 青少年が安心して過ごせる居場所づくりとして指導員が毎日定期的に声掛けを行うとともに、居場所コーディネーターを週2～3日配置し、安心できる雰囲気づくりと子どもたち同士の交流の促進を図った。 【少年の森】 新規事業である「親子ヨガ」や「持ち込み家族テント泊」などを展開し集客アップに努め、開園以来最多の利用者数となった。また、不登校児童・生徒が増加している社会情勢に鑑み、少年の森が社会とつながる居場所のひとつとなるよう、フリースクール等への支援などを関係機関と連携し、実施していく。 【地域子どもの家】 市子育て企画課の実施する「子育てふれあいコーナー（きらきら☆ぼし）（♪あいあい♪）」の会場提供等を実施している。地域子どもの家の見守る人が保護者より子育て相談を受けることもあった。 【児童館】 未就学児と保護者を対象とした体操やお話会等を毎週実施。また月1回、子育てふれあいコーナー「♪あいあい♪」において、市親子すこやか課（事務移管済）（保育士）による育児相談を実施した。 各児童館で実施している「おまつり」は有志の小学生ボランティアが実行委員会を結成し、各児童館の指導員や運営委員が見守る中、おまつりの内容を企画検討し、実施した。	B	【青少年会館】 引き続き、令和7年度も青少年の居場所としての機能向上や居心地の良さを感じられるような施設整備や運営を行いたい。新たにWi-Fi環境を整備したことから、自習室の機能向上にも努めていきたい。課題としては施設の老朽化や古くなったり備品の更新などが挙げられる。 【少年の森】 夏期における供用時間の拡大や待ち込みテントによる宿泊を可能とするなど、新たな事業を行った。今後は再整備に当たり、選定される運営事業者とともに、魅力がより向上できるよう、野外活動を通じて心身の成長を促し、様々なことにチャレンジできるような施設を目指す。 【地域子どもの家】 引き続き、市親子すこやか課（事務移管済）の実施する「子育てふれあいコーナー」の会場提供等を実施。 【児童館】 引き続き、親子を対象とした定期的な月間や年間事業に取り組んでいく。	B
柱5 連携学・校協・働家庭の庭推・進地域の	100	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	教育総務課 市民自治推進課 生涯学習総務課	「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施します。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、検討を進め、地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等が連携を図ります。	会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。学校運営協議会制度の導入に向けた府内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行います。関係各課等が連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進めます。	A	会長会においては、コロナ禍においても各地域の取組について情報共有や協議を行い、withコロナにおける事業の展開がなされ、計画期間のすべてにおいて、事業が実施された。学校運営協議会設置校の拡大に関しては、モデル校の選定・検証を経て、令和8年度までに市内全55校への設置を計画し、計画どおりに設置を進められた。 今後は地域側の体制（地域学校協働本部）の整備と、学校と地域をつなげるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）を選任し、更なる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進を図っていく。	A		